

安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム
第3弾

最終案

目次

はじめに	P1
------	----

第1章 改定にあたって P2

1. 改定の趣旨 P2
2. 第2弾を振り返って P2
3. プログラムの「キャッチフレーズ」 P3
4. プログラムの概要 P3

第2章 三重県の「安全で安心なまちづくり」に関する状況 P4

1. 犯罪と交通事故の情勢 P4
2. 県民の皆さんの意識 P6

第3章 プログラムがめざすもの P9

1. めざす姿 P9
2. 基本目標 P12
3. 注力する方向性 P12
4. プログラムの全体像 ～イメージ～ P13
5. プログラムの進め方 P14

第4章 注力する方向性 P17

1. 県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくりに努める P17
2. さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める P27
3. 犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全で安心感のある環境づくりに努める P34
4. 注力する方向性「活動指標」一覧 P41

第5章 アクションへの第一歩 P43

1. 県内のアクション ～県民・事業者の皆さんの活動紹介～ P43
2. 今すぐアクションを起こしたい皆さんに P45

はじめに

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」は、県の取組や目標等を掲載している点で、一般的には計画と言われますが、他の計画とは内容を異にしています。

美しい自然や豊かな文化等に恵まれた「美^{うま}し国」、この南北に長い「三重」の地で暮らす県民の皆さん、経済活動を行う事業者の皆さんなど、関係する皆さんと一緒に、「安全で安心な三重」を築き上げていきたいという、シンプルですが、少しでも多くの方が安全で安心な暮らしを実感できるよう、想いを込めてつくった計画です。

ここで言う「安全で安心」とは、犯罪や交通事故による被害のない、あるいは被害に遭う不安のない暮らしを確保するということを意味しますが、より広い視野で見ると、家庭生活、経済活動、文化・芸術活動、地域貢献活動、学業といったあらゆる人としての活動における欠かせない基盤の一つです。

本県の社会経済情勢は、大きな変革のうねりの中にあり、人口減少や高齢化、情報化・グローバル化等により、県民の皆さんの意識はもとより家庭環境や地域コミュニティを取り巻く環境が急速に変化しつつあります。

また、近年、新たな脅威となった犯罪や、社会的問題となった交通死亡事故の発生等が相次いでおり、こうした予期することができない犯罪や交通事故に立ち向かい、自身や家族など大切な人を守るためには、何より日頃からの備えが重要です。

それゆえに、地域や事業所を含む社会全体で「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」に取り組むことが求められ、行政等特定の主体だけではなく、防犯ボランティア団体や事業者の方も含めさまざまな主体と連携することが「安全で安心な三重」を実現するうえで大切となります。

私たちがめざす「安全で安心な三重」の実現には、市町や警察、関係団体の皆さんはもとより県民や防犯ボランティア団体、事業者の皆さんのお力が必要です。県民の皆さん一人ひとりが防犯意識を持つ「きっかけ」として、防犯ボランティアの方の「支援ツール」として、事業者の方が防犯・交通安全に係る活動を始める際の「手引き」として、市町等関係機関が安全で安心なまちづくりに係る取組を検討する際の「指針」としてなどそれぞれ活用いただけますと幸いです。

皆の力を合わせて安全で安心な三重をめざしましょう。

第1章 改定にあたって

1. 改定の趣旨

県では、令和2年に策定した個別計画である「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第2弾）」に基づき、犯罪・交通事故等をなくすための取組を総合的かつ横断的に推進してきました。

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第2弾）」の計画期間が令和5（2023）年度をもって終了したことから、改定を行いました。

2. 第2弾を振り返って

（1）主な成果

- 地域の防犯活動等をけん引する意志のある、「安全・安心まちづくり地域リーダー」（以下「地域リーダー」という。）を新たに61名養成（令和元（2019）年度60名→令和5（2023）年度121名）し、自主防犯活動の活性化や地域防犯力の底上げにつなげました。
- 市町が効率的かつ効果的に、「住民等との意見交換の場」の設置等を検討できるよう、開催までの手順や関係資料等をとりまとめたフレームワーク（支援ツール）を作成し市町へ活用を促しました。
- 県でアクションプログラムの主軸となる3分野（県・警察・教育委員会）の連携を強化し、安全で安心なまちづくりに係る県の取組がより効果的なものになるよう協議を重ねる場として、ワーキンググループを立ち上げ、情報共有や連携に向けた協議を行いました。
- 上記ワーキンググループを通じ、各分野と連携した取組を新たに実施することができました。（警察本部：安全・安心まちづくりフォーラムの共催/教育委員会：地域リーダー養成講座とスクールガード・リーダー育成講習会の同時開催）
- 防犯活動の課題である「活動人員の高齢化」や「担い手不足」に対応するため、地域に密着した事業者が積極的に防犯活動へ参画いただける仕組みである「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」（以下「登録制度」という。）の運用を開始しました。

（2）主な課題

- 刑法犯認知件数等は長期的には減少傾向にあるものの、子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪等への県民の皆さんの不安は依然として解消されていません。
- 地域での防犯活動において大きな役割を担う防犯ボランティア団体等は、「活動人員の高齢化」や「担い手不足」といった課題を依然として抱えています。
- 市町により推進体制や取組状況に差異があり、県から市町に対し、効果的な支援が十分に行えていません。
- アクションの重要な担い手である「事業者」に対し、「登録制度」等を通じ活動の促進を図る必要があります。

3. プログラムの「キャッチフレーズ」

安全安心なまちづくりの三か条

一、気軽に 二、無理なく 三、できる時に



前プログラム（第2弾）から、県民の皆さんとアクションプログラムと一緒に取り組むにあたり、一体感を持っていただけるようキャッチフレーズを設定しています。

今回のプログラムでは、「県民の皆さん一人ひとりが防犯・交通安全への意識を持ち、できる範囲で活動することで持続可能な防犯・交通安全活動をめざす」という考え方により、上記キャッチフレーズを設定しました。

この三か条をモットーにアクションプログラムを県民の皆さんとともに進めていきたいと思えます。皆で安全で安心な三重を実現しましょう！

4. プログラムの概要

(1) 計画の位置づけ

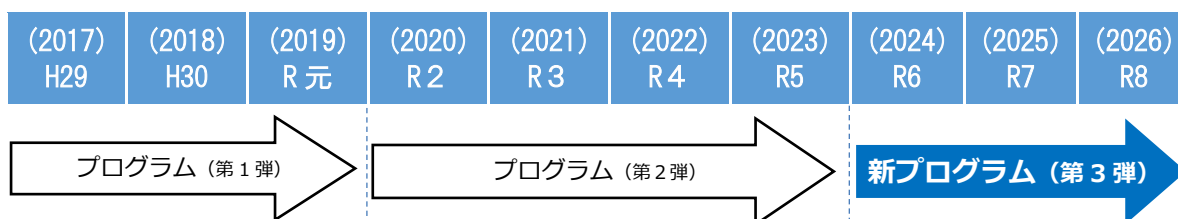
「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」第2条に定めるとおり、県が「犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」こと、また、「第11次三重県交通安全計画」に基づく諸施策の推進により、交通事故のない社会の実現を図っていくことから、「みえ元気プラン[※]」の中で、県を挙げて犯罪等をなくすための取組を総合的かつ横断的に推進していく個別計画とします。

[※]みえ元気プラン：「強じんな美し国ビジョンみえ」を実現するための中期計画（計画期間は令和4年度からの5年間）

(2) 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間

※「みえ元気プラン」と同様の期間



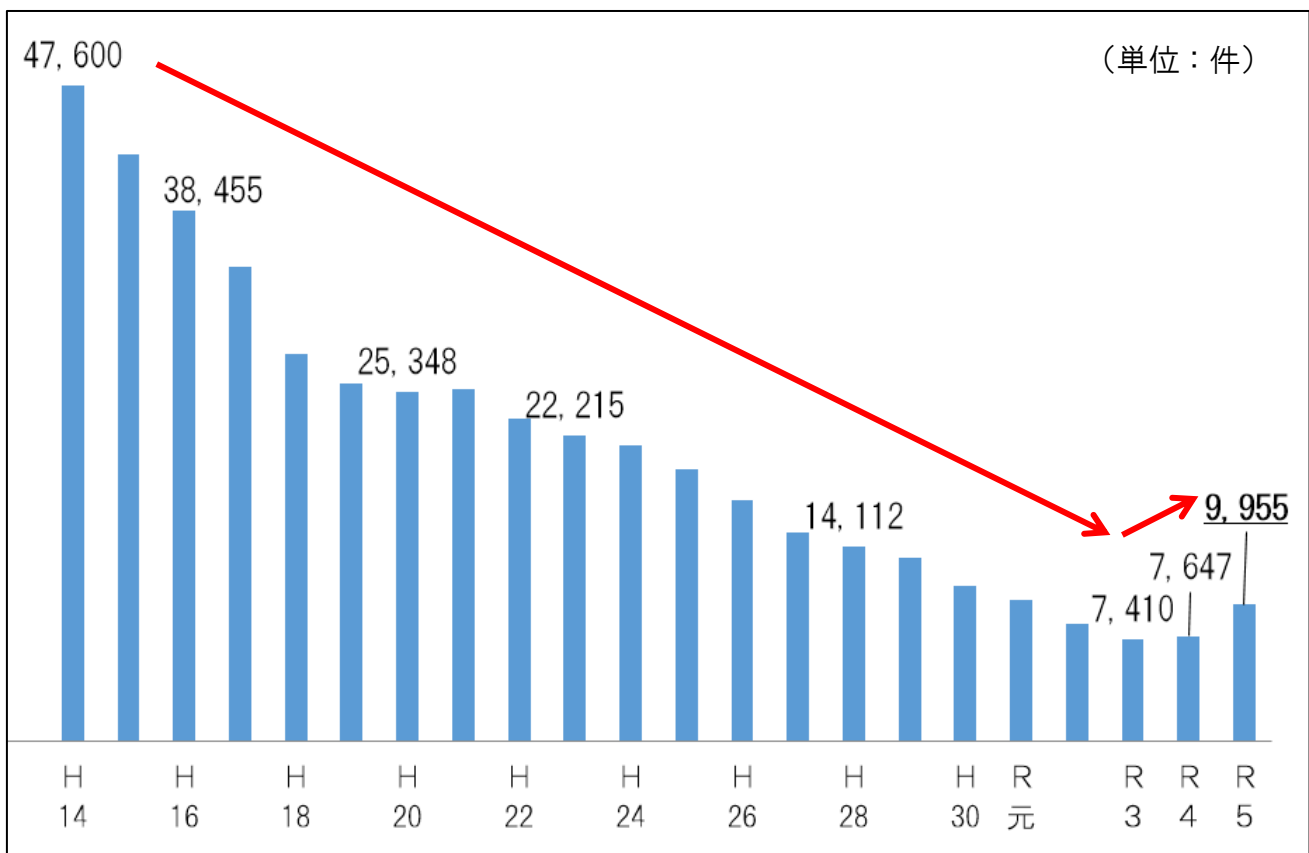
第2章 三重県の「安全で安心なまちづくり」に関する状況

1. 犯罪と交通事故の情勢

○県内の刑法犯認知件数は、平成14（2002）年の47,600件をピークに長期的には減少傾向にありましたが、令和5（2023）年は9,955件と、戦後最少となった令和3（2021）年から2年連続して増加（前年と比べ、約30.2%増加）しています。

【刑法犯認知件数の推移（三重県）】

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
認知件数(件)		47,600	42,587	38,455	34,457	28,103	25,964	25,348	25,540	23,425	22,215	21,493
対前年	増減数(件)		▲5,013	▲4,132	▲3,998	▲6,354	▲2,139	▲616	192	▲2,115	▲1,210	▲722
	増減率(%)		-10.5	-9.7	-10.4	-18.4	-7.6	-2.4	0.8	-8.3	-5.2	-3.3
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
認知件数(件)		19,726	17,550	15,178	14,112	13,346	11,247	10,322	8,560	7,410	7,647	9,955
対前年	増減数(件)	▲1,767	▲2,176	▲2,372	▲1,066	▲766	▲2,099	▲925	▲1,762	▲1,150	237	2308
	増減率(%)	-8.2	-11.0	-13.5	-7.0	-5.4	-15.7	-8.2	-17.1	-13.4	3.2	30.2



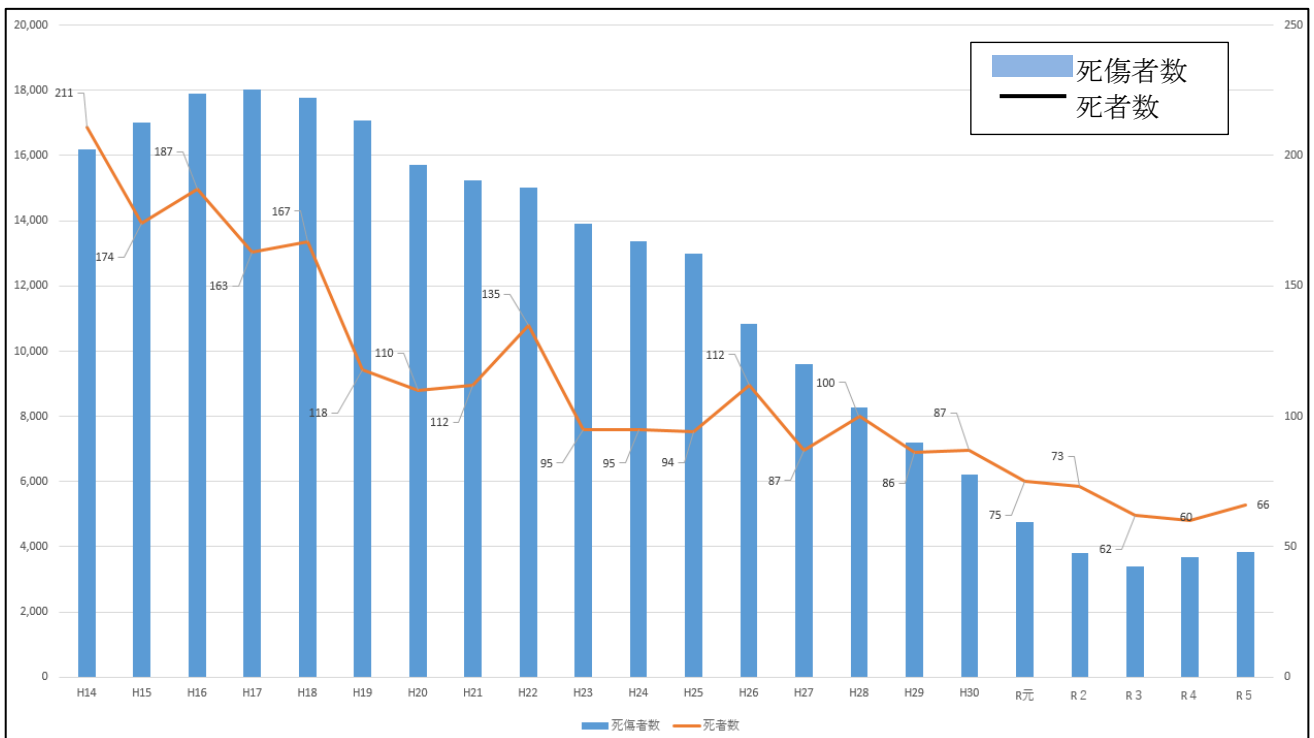
○交通事故死者数は平成 26（2014）年以降、減少と増加を繰り返しながら、長期的には減少傾向にありましたが、令和 5（2023）年は 66 人と前年に比べ 6 人増加しました。
また、令和 5（2023）年の交通事故死傷者数についても、3,833 件と前年に比べ 135 件増加しています。

【交通事故死者数の推移（三重県）】

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
交通事故死者数（人）		211	174	187	163	167	118	110	112	135	95	95
対前年	増減数（人）		▲37	13	▲24	4	▲49	▲8	2	23	▲40	0
	増減率（%）		-17.5	7.5	-12.8	-2.5	-29.3	-6.8	1.8	20.5	-29.6	0
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
交通事故死者数（人）		94	112	87	100	86	87	75	73	62	60	66
対前年	増減数（人）	▲1	18	▲25	13	▲14	1	▲12	▲2	▲11	▲2	6
	増減率（%）	-1.1	19.1	-22.3	14.9	-14.0	1.2	-13.8	-2.7	-15.1	-3.2	10

【交通事故死傷者数の推移（三重県）】

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
交通事故死傷者数（人）		16,186	17,009	17,890	18,037	17,777	17,075	15,718	15,238	15,013	13,908	13,382
対前年	増減数（人）		823	881	147	▲260	▲702	▲1,357	▲480	▲225	▲1,105	▲526
	増減率（%）		5.1	5.2	0.8	-1.4	-3.9	-7.9	-3.1	-1.5	-7.4	-3.8
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
交通事故死傷者数（人）		12,979	10,829	9,604	8,258	7,198	6,223	4,763	3,805	3,400	3,698	3,833
対前年	増減数（人）	▲403	▲2,150	▲1,225	▲1,346	▲1,060	▲975	▲1,460	▲958	▲405	298	135
	増減率（%）	-3.0	-16.6	-11.3	-14.0	-12.8	-13.5	-23.5	-20.1	-10.6	8.8	3.7



2. 県民の皆さんの意識

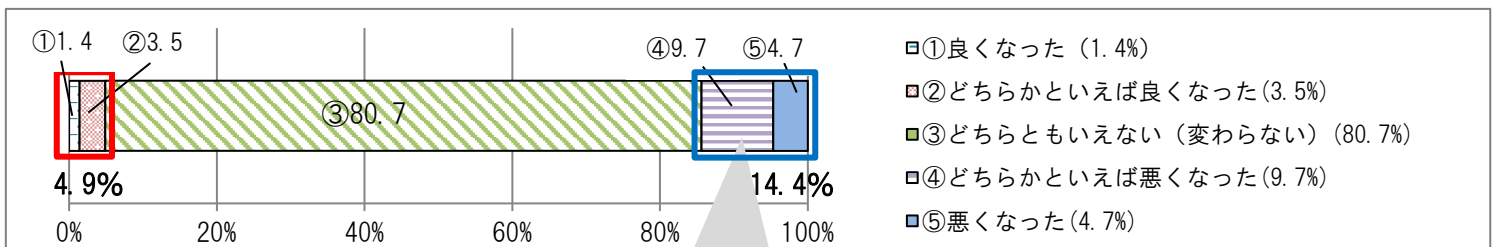
○この項目では「令和5年度IT広聴事業（e-モニター）」や「第1回みえ県民1万人アンケート」等の結果から、県民の皆さんの意識を概観します。

(1) 治安についての意識（「令和5年度IT広聴事業（e-モニター）」）

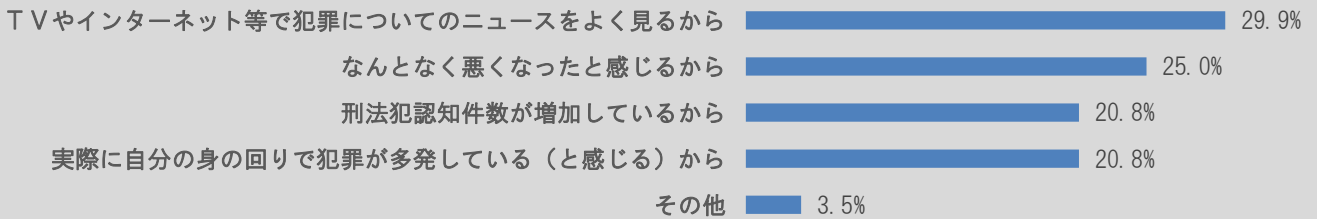
○住んでいる地域で、3年前と比べて治安が「良くなった」と思う人の割合※1よりも、「悪くなった」と思う人の割合※2のほうが高くなっており、長期的に見て犯罪は減少傾向にありますが、治安が悪くなったと思う人の割合が高くなっています。

※1 4.9%（「良くなった」と「どちらかといえば良くなった」の合計）

※2 14.4%（「悪くなった」と「どちらかといえば悪くなった」の合計）

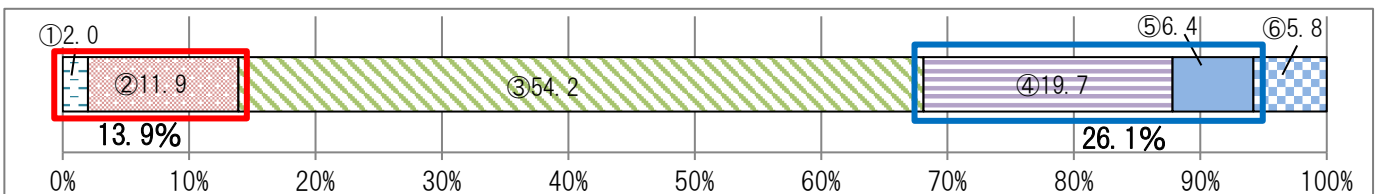


【「どちらかといえば悪くなった」、「悪くなった」と答えた方が「治安が悪くなった」と思う理由】



(2) 交通安全・防犯など身のまわりの安全の満足度について （「第1回みえ県民1万人アンケート」）

○身のまわりの安全の満足度について、「満足している層」の割合（13.9%）よりも、「満足していない層」の割合（26.1%）のほうが12.2ポイント高くなっています（第1回みえ県民1万人アンケート（令和5（2023）年1月～2月より抜粋））。



①満足 ②どちらかといえば満足 ③ふつう ④どちらかといえば不満 ⑤不満 ⑥わからない・不明

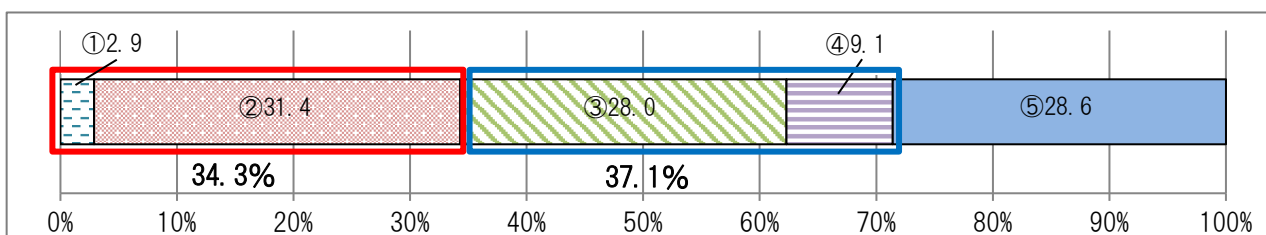
(3) 子ども・女性・高齢者に対する犯罪への不安

(「令和5年度IT広聴事業(e-モニター)」)

○住んでいる地域で、子ども・女性・高齢者が犯罪から守られていると感じるかどうか尋ねたところ、「感じない」または「どちらかといえば感じない」と回答した人の方が多い結果となり、不安を感じている方が多くいることがわかりました。

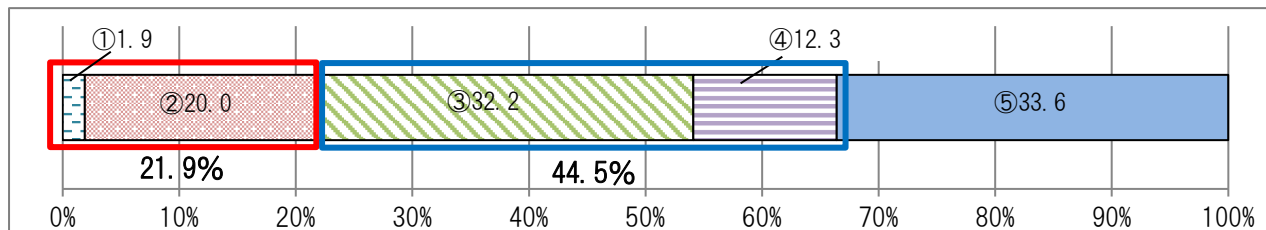
【子ども】

犯罪から守られていると「感じる人」(①と②の合計)の割合は34.3%、「感じない人」(③と④の合計)の割合は37.1%でした。



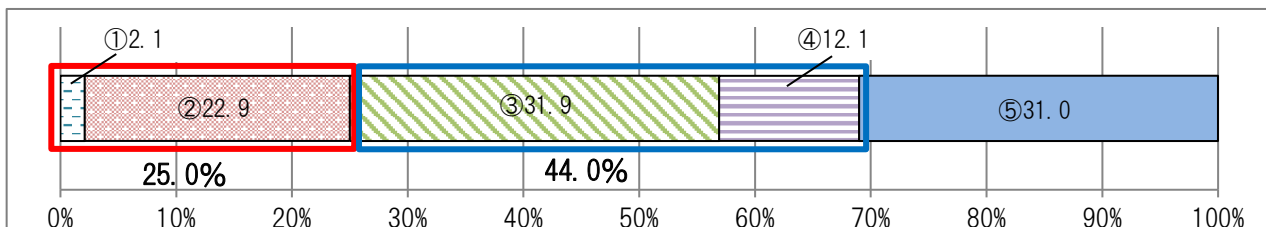
【女性】

犯罪から守られていると「感じる人」(①と②の合計)の割合は21.9%、「感じない人」(③と④の合計)の割合は44.5%でした。



【高齢者】

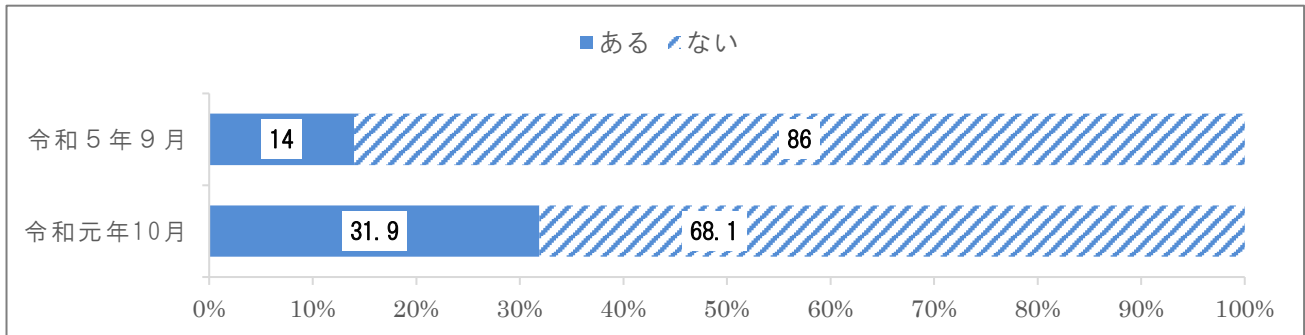
犯罪から守られていると「感じる人」(①と②の合計)の割合は25.0%、「感じない人」(③と④の合計)の割合は44.0%でした。



①感じる ②どちらかといえば感じる ③どちらかといえば感じない ④感じない ⑤わからない

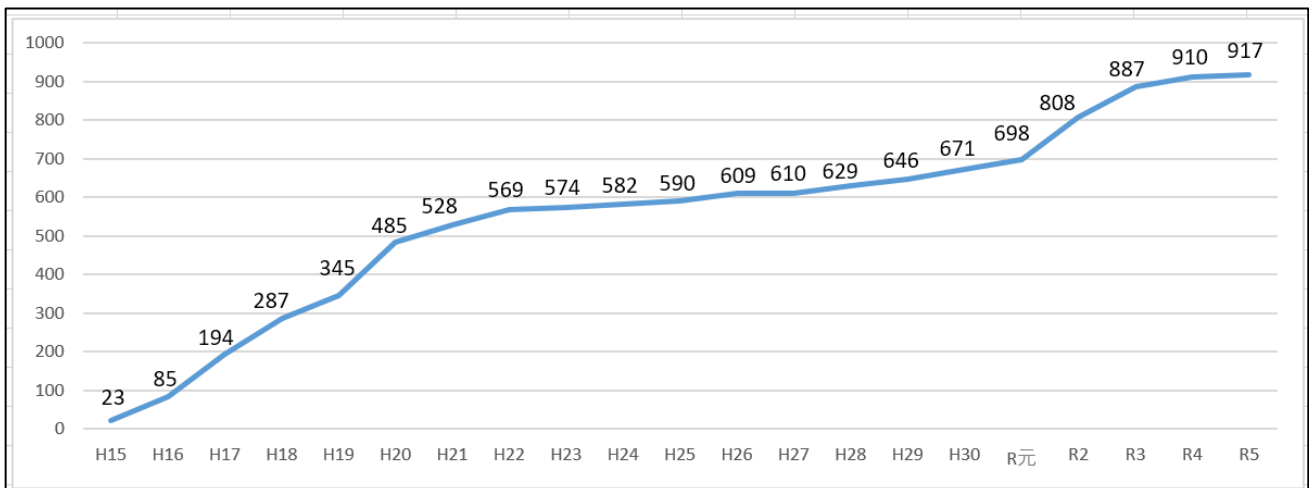
(4) 防犯ボランティア活動への参加経験（「令和5年度IT広聴事業（e-モニター）」）

○防犯ボランティア活動に「参加したことがある」人の割合（14.0%）は、第2弾の現状値（R元）より17.9ポイント低くなりました。



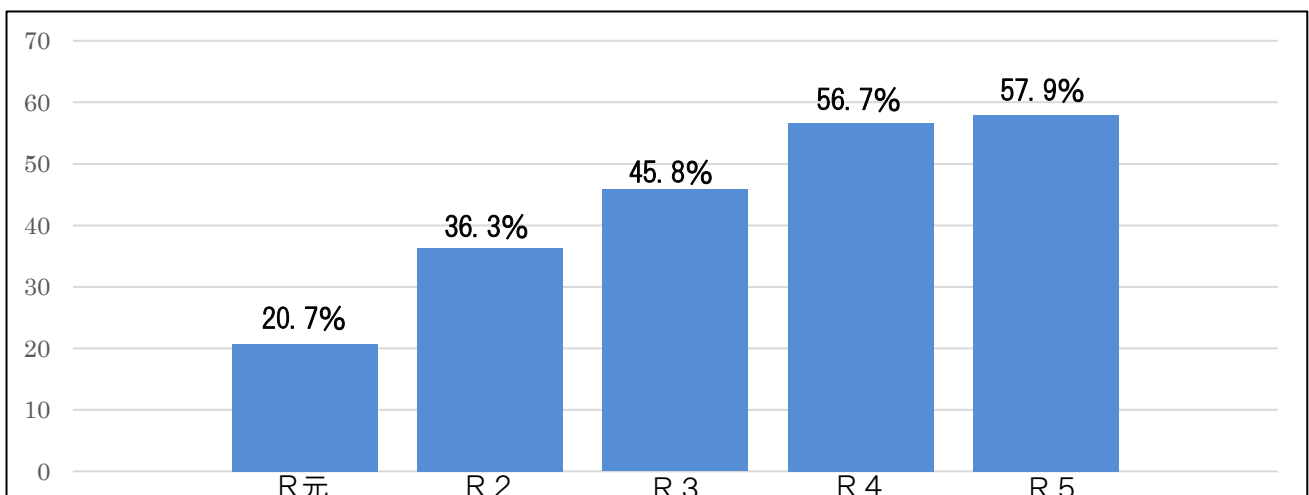
【参考】「防犯ボランティア」団体数の推移

○県内の防犯ボランティア団体数は、平成15年に23団体であったのが、令和5年には917団体となっています。



(5) 横断歩道の平均停止率（三重県警調査）

○信号機のない横断歩道を人が渡ろうとしたときの自動車の一時停止する割合は、令和元年から毎年上昇しています。



第3章 プログラムがめざすもの

1. めざす姿

めざす姿

さまざまな主体と連携してつくる

犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重



県※と県民、ボランティア、企業、関係団体、市町、警察等さまざまな主体が連携して、犯罪や交通事故のない、安全で安心な暮らしを確保することをめざします。

※普通地方公共団体としての知事部局、教育委員会等

基本方針

「めざす姿」実現に向け、『意識づくり』『地域づくり』『環境づくり』をベースにして、各主体と連携しながら防犯・交通安全にかかる取組を進めていきます。

意識づくり

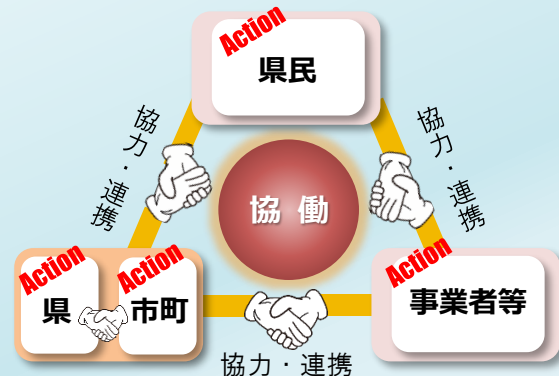
～防犯・交通事故防止意識を高める～

地域づくり

～地域の防犯・交通安全力を向上させる～

環境づくり

～犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える～



「意識づくり」とは？

■ 犯罪や交通事故に遭わない、犯罪を寄せ付けない、交通事故に巻き込まれない、大切な人を犯罪や交通事故から守る…といった“意識”を、それぞれが自ら高めていくことを指します。

○ 「意識づくり」に係る状況

「意識づくり」とは、自分が犯罪や交通事故に遭わないため、また周囲の人を犯罪・交通事故から守るために、防犯・交通安全意識を高めることをいいます。

例えば、近年被害が増加している特殊詐欺については、ご家族やコンビニ等の店舗の方が被害の兆候に気付くことができれば、未然に防ぐことができますし、同じく近年被害件数が増加している自転車盗難は、「周りの人の目がある駐輪場に必ず駐輪する」、「ツーロックを徹底する」など自分が意識することで防げる可能性が高まります。

また、最近の特徴的な事件として、SNSで犯罪実行者募集情報いわゆる「闇バイト」に応募したことに端を発する「闇バイト強盗」と呼ばれる犯罪や無差別犯罪などが発生しています。そのため、一人ひとりの防犯意識を高めていく必要性が高まっています。

本プログラムでは特に、近年増加傾向にある「特殊詐欺」や「自転車盗難」の被害や、「闇バイト強盗」や「無差別犯罪」といった近年頻発する犯罪に遭わない・遭わせないためのアクションを皆さんと進めていきたいと思えます（「意識づくり」で皆さんに期待するアクションはp17～p26をご覧ください）。

「地域づくり」とは？

■ 県民の皆さんが住み、働き、学ぶ“**地域**”が、自助・共助の意識に基づいて、見守り合い・支え合いによって防犯・交通安全力を向上させていくことを指します。

○ 「地域づくり」に係る状況

「地域づくり」とは、地域住民や事業者などが協力して、犯罪・交通事故の予防や地域の安全性向上のための取組に地域全体で取り組むことをいいます。

具体的には、防犯ボランティア団体の皆さんが行う見守り・パトロールや、一人ひとりが可能な範囲で行う「ながら見守り」といった活動がそれにあたります。

「地域づくり」に関する活動は、防犯ボランティア団体の皆さんによるものが大きいですが、「活動人員の高齢化」や「担い手不足」といった課題を従前から抱えています。そのため、持続可能な地域での防犯活動をめざしていく必要があります。

本プログラムでは特に、県民一人ひとりが「ながら見守り」等可能な範囲で防犯・交通安全活動を行ったり、地域に密着した事業者と連携したりといった地域の持続可能な防犯・交通安全活動をめざすためのアクションを皆さんと進めていきたいと思えます（「地域づくり」で皆さんに期待するアクションはp27～p33をご覧ください）。

「環境づくり」とは？

■ 犯罪や交通事故に遭わない、起こさせないための“**環境**”を整えていくことを指します。

○ 「環境づくり」に係る状況

「環境づくり」とは、犯罪や交通事故を発生させないために、地域の環境を整えることをいいます。ここでの「環境」とは、防犯設備を整備するといった「ハード面」と犯罪を許さないという地域の雰囲気づくりといった「ソフト面」の両方を指しています。

「ハード面」では防犯カメラや防犯灯といった防犯設備設置のほかに、犯罪を起こそうとする者を近づけないための地域内清掃や周囲の人が不審者等に気付きやすくするよう公園内の木々を適切に管理するといった行動があります。

「ソフト面」では、「住民同士が挨拶し合っている」・「地域外の来訪者に対して気を配っている」など「犯罪を起こそうとするものが嫌がる」ような地域の雰囲気づくりが挙げられます。

女性が被害に遭いやすい性犯罪・性暴力による被害や力の弱い子どもが被害に遭う児童虐待、また子どもや高齢者といった交通弱者が被害に遭う交通事故が増加傾向にあります。そのため、こういった被害に遭いやすい「子ども」・「女性」・「高齢者」が安心して暮らせる環境を整える必要があります。

本プログラムでは特に、「子ども」・「女性」・「高齢者」を犯罪や交通事故から守るための「ハード面」での環境整備に加え、虐待や特殊詐欺に対して地域の方たちで注意し合うといったような雰囲気づくりといったアクションを皆さんと進めていきたいと思えます（「環境づくり」で皆さんに期待するアクションは p34～p40 をご覧ください）。

学識経験者・関係団体等からの意見

学識経験者や関係団体の代表者等からなる懇話会「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」において、委員からさまざまな意見をいただきました。

- 子どもは守られる対象として取り上げられるが、「自分の身は自分で守る」という意識づくりも大事ではないか。
- 地域に貢献したいと考えている事業者も多いため、きっかけがあれば動いてくれる事業所もあるのではないか。そのため、県から事業者へもっと働きかけがあっているのではないか。

2. 基本目標

このプログラムは、県民や事業者をはじめとした関係する皆さんと一緒に進め、「犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重」の実現をめざします。

めざす姿にどの程度近づいているのかを定量的に示すものとして、**3つの「基本目標」**を設定します。

目標項目	現状値※1	目標値（令和8年）
刑法犯認知件数	9,955 件	5,000 件未満
交通事故死者数 ※2	66 人	53 人以下
交通安全・防犯など身のまわりの安全に係る「満足層」の割合※3	68.1%	80.0%

※1 令和5年（1月～12月）の数値。ただし、交通安全・防犯など身のまわりの安全に係る「満足層」の割合については、令和4年度に実施された「みえ県民1万人アンケート」の数値

※2 交通事故発生から24時間以内に死亡した人の数

※3 「みえ県民1万人アンケート」における「満足」、「どちらかといえば満足」、「ふつう」の割合

3. 注力する方向性

プログラムに基づく取組の中で見えてきた課題や目標の達成状況、県民意識の変化、市町等関係機関の意見等を反映して、注力する方向性を以下のとおり整理しました。

なお、それぞれの方向性は3つの基本方針（意識/地域/環境づくり）に対応しています。

○注力する方向性1

県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくりに努める

○注力する方向性2

さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める

○注力する方向性3

犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全で安心感のある環境づくりに努める

「注力する方向性」ごとに、

* 県民や事業者の皆さんに「期待するアクションの例」を掲載しています。

* 進捗を測る目安としての「活動指標」を設定します。

⇒詳しくはP17～P41をご覧ください。



4. プログラムの全体像 ～イメージ～

【めざす姿】

さまざまな主体と連携してつくる
犯罪や交通事故のない、**安全で安心な三重**

【基本目標】

- 刑法犯
認知件数
(9,955 件 ⇒
5,000 件未満)
- 交通事故
死者数
(66 人
⇒ 53 人以下)
- 交通安全・
防犯など身の
まわりの安全
に係る「満足
層」の割合
(68.1%
⇒ 80.0%)

【基本方針】

意識づくり

～防犯・交通事故防止意識を高める～

地域づくり

～地域の防犯・交通安全力を向上させる～

環境づくり

～犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える～

【注力する方向性】

県民が犯罪被害・交通事故の
当事者にならないための意識
づくりに努める

【活動指標】
あらゆる広報媒体（SNS等）
を活用した防犯・交通安全に
係る情報発信件数
118 件 ⇒ 毎年度 150 件以上

【活動指標】
地域の防犯・交通安全活動に参加
したことがある人の割合
14.0% ⇒ 37.5%

さまざまな主体と連携した
持続可能な防犯・交通安全活動
が行われる地域づくりに努める

【活動指標】
地域リーダーの配置市町数
17 市町 ⇒ 29 市町

【活動指標】
安全・安心な三重のまちづくり防犯
サポート事業者数
386 事業所 ⇒ 720 事業所

犯罪や交通事故を防ぐ取組を
広め、安全で安心感のある
環境づくりに努める

【活動指標】
防犯機能付き電話機器斡旋件数
662 件 ⇒ 1,000 件

【活動指標】
通学路の安全対策が実施された
箇所の割合
97.0% ⇒ 100%



県と市町、県民・事業者等、さまざまな主体の皆さんによる

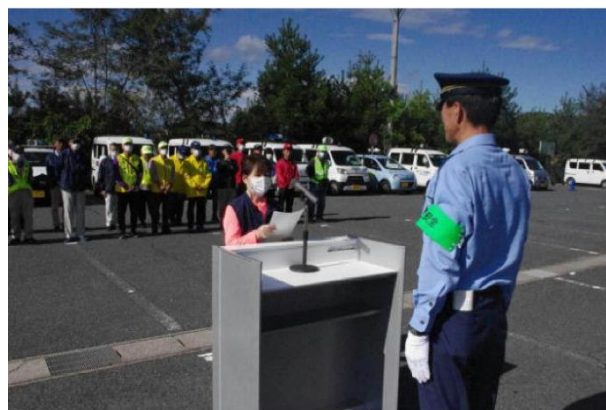
アクション！

* 【活動指標】…進歩を測る目安（詳細は P41 参照）

5. プログラムの進め方

(1) 市町と一緒に進めます

県内の市町は、住民に最も身近な自治体として、防犯・交通安全に取り組む地域の皆さん等と直接関わりながら、住民の皆さんの防犯・交通安全の意識を高める活動等、地域の実情に応じたさまざまな取組を行っています。



これまでも、県と市町は、「安全で安心な三重」の実現のため、あるいは地域課題の解決に向け、さまざまな場面で、協力・連携を図ってきました。

今後も、県と市町の協力・連携が重要なことには変わりはありませんが、人口減少や高齢化、地域の連帯感の希薄化、世帯規模の縮小等、土台となるさまざまな条件が変化したことによって、ますます地域の課題が複雑化する中、県民の皆さんの不安を解消するには、県と市町のこれまで以上に緊密な協力・連携が不可欠です。

県は、広域自治体として、安全で安心なまちづくりの実現に向けた方向性の提案（本プログラム）に加え、市町への基礎的知識の普及や、市町の地域防犯力の底上げ等に資する取組・機会の提供、市町における効果的な取組内容等の横展開を図ることが求められます。

一方、**市町**は、基礎自治体として、地域の防犯ボランティア等の実態把握や物品貸与等の必要な支援、地域の各主体が意見交換等を行う機会の提供、実情に応じた防犯活動等、地域に根差した活動を実施することが求められます。

市町に期待されるアクションの例

- ▶防犯ボランティア等の実態把握や広報誌等での紹介
- ▶防犯ボランティア等に対する直接的な支援（結成促進、財政支援等）
- ▶住民への注意喚起や警察等と連携した啓発・パトロール活動
- ▶地域の各主体が発表や意見交換等を行う機会の提供
- ▶地域のモデル的な活動事例等の県への情報提供
- ▶住民が利用する道路、公園等の公共空間の安全確保（防犯性に優れたまちづくり） 等



安全・安心の実現は全県的な課題ですが、各市町それぞれ異なる課題があります。

これらを解決するには、対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、それぞれの期待される役割に応じたアクションを起こし、かつ相互に補完し合うことが何より大切です。

県と市町の担当者同士の意見交換の機会を充実させることにより、それぞれの役割や各市町における地域課題への対応等必要な議論を重ね、県と市町でプログラムの理念や方向性を共有するとともに、日頃から県と市町の緊密な連携について十分意識しながら、「めざす姿」の実現に向けて取り組んでいきます。



市町担当者会議

(2) さまざまな主体の意見を聞きながら進めます (PDCA サイクル)

○外部有識者や県民代表、関係団体等からなる「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」及び県の各部局等からなる「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」において、活動指標の達成状況や取組状況等に係る意見を聴取することで、さまざまな主体とともに、めざす姿の実現に向けた方向性等の改善を図っていきます。



犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議

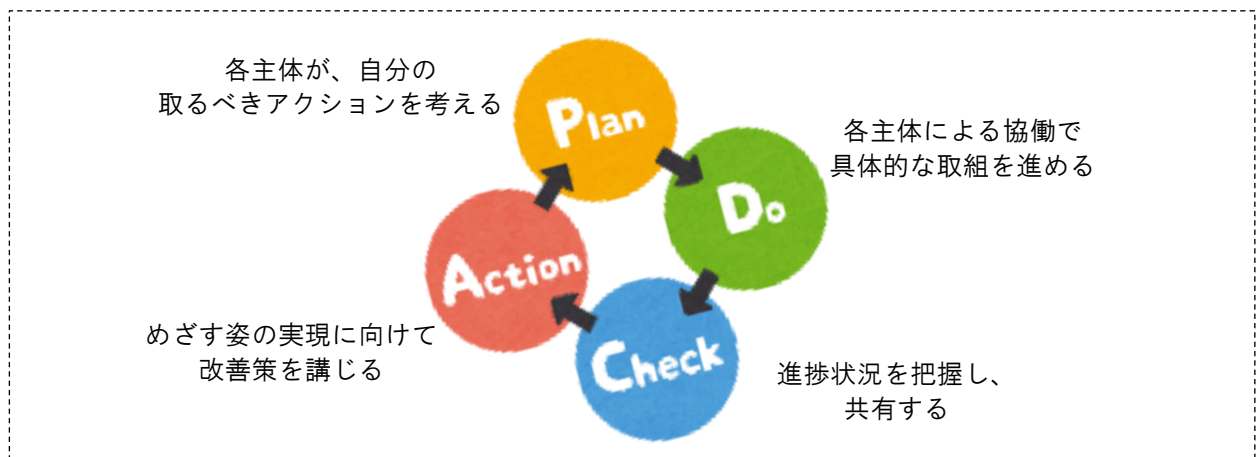
○また、毎年度開催している「安全・安心まちづくりフォーラム」等を通じて、県民・事業者の皆さんと一緒に、成果や課題、今後の方向性を共有するとともに、さまざまな主体と連携して防犯・交通安全活動に取り組んでいく気運を高めます。



安全・安心まちづくりフォーラム

*プログラムを進めるうえでは、基本目標や注力すべき方向性の活動指標の進捗状況に加え、「安全・安心まちづくりフォーラム」や「地域リーダー養成講座」等の取組におけるアンケート結果等を参考とします。

【PDCA サイクル】



第4章 注力する方向性

1. 県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくりに努める

方向性のテーマ（県民・事業者の皆さんと共有したい認識）

犯罪や交通事故に遭わないためには、防犯ボランティアを中心とした地域の見守り活動、防犯カメラ・交通安全施設の設置だけではなく、犯罪や交通事故に遭わない・遭わせないための「意識」を一人ひとりが持ちながら日々の生活を送ることが重要です。

そのため、子どもや高齢者も含めた全世代で「自分の身は自分で守る」という意識を持っていただくための取組を推進していきます。

【主な背景】

- 高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺被害が増加している
- 「自転車盗難」や「車上ねらい」といった身近な犯罪が増加傾向にある
- 「闇バイト強盗」や無差別犯罪など突発的な凶悪犯罪が発生している
- 重大な事故に直結する飲酒運転等が増加傾向にある

【特に注力いただきたいアクションの考え方】

- 身近な犯罪に遭わないための意識を常に持つておく
- 「子ども」への「自分の身は自分で守る」という意識付け
- 「高齢者」が特殊詐欺被害に遭わないための意識付け
- 凶悪犯罪の発生を想定したリスクマネジメント
- 飲酒運転等をしないための意識付け

～犯罪から自身や周囲の人を守るための意識づくり～

“県民”の皆さんに期待するアクションの例

〈犯罪被害に遭わないために一人ひとりにお持ちいただきたい意識〉

- 「家を出るときは必ず鍵をかける」、「自転車はツーロックで施錠する」、「夜は遠回りでも広く明るい道を選んで帰る」など基本的な防犯意識を常に持つておきましょう。その意識が犯罪から自分を守ります。

- 一人ひとりが、「自分のまちは自分が守る」という意識をもって、住民同士が協力し合える地域をめざし、コミュニティの強い絆をつくりましょう。少しでも多くの方がこの意識を持つことで、地域の防犯力は高まります。
- まずは、お住まいの地域の防犯・交通安全活動を行うボランティアや事業者の方々への理解を深めましょう。日々、皆さんの地域のために、自身の時間を割いて、地道に活動をされています。県ホームページで活動を紹介していますので、ぜひご覧ください(p43参照)。
- 独り暮らしの高齢者や夜道を一人で歩く女性、下校時の子ども等、地域の中で困っている人がいないか、犯罪に遭う心配はないか、日常生活の中で意識を向けましょう。あなたの目が行き届くおかげで防げる犯罪があるかもしれません。
- まちに不審物やいつもと違った変化はないかなど、日頃から地域の中でそれぞれが気をつけましょう。
- 近年、訪問販売・通信販売時の消費者トラブルが多く発生しています。少しでも不安を感じたり、不審に思ったときは、すぐにお住まいの市町消費生活相談窓口や県消費生活センターへ相談しましょう。その際、消費者ホットライン（188）に電話をすると、上記相談窓口、またはセンターにつながります。
- 地域での犯罪・交通事故等の発生状況や、被害に遭わないための知識等を自治会や町内会でメール等で周知し、住民の意識向上を図りましょう。
- 県が発信している防犯情報や防犯ボランティア団体等の活動状況を確認し、犯罪に巻き込まれることのないよう心掛けるとともに、地域の防犯活動に関心を持ちましょう。

〈子どもを犯罪被害から守るための意識〉

- 自分のお子さんあるいは、地域の子どもたちに対し、「外ではできる限り友達と一緒に行動する」、「不審者に見た目は関係ない（普通の人でも犯罪を起こすことがある）」、「知らない人にはついていかない」ことなどを伝え、「自分の身は自分で守る」という意識を身につけさせましょう。

- 「防犯ブザーを携行させる」、「暗い夜道は一人で歩かないように言い聞かせる」、「子どもと一緒に「地域安全マップ」を作ってみる」、「防犯アプリを活用する」など、犯罪を遠ざけるため、子どもに犯罪の危険性を意識させるところから始めましょう。
- 思春期の子どもたちは、一時の好奇心から事件や事故に巻き込まれる危険性が高いと言えます。身体は大きくても、心は発達途中なのが思春期の子どもたちです。犯罪から守るため、大人がしっかりとサポートしましょう。
- 携帯電話・スマートフォンの必要性和利用目的について、お子さんとよく話し合い、家庭内で使用時のルールを決めましょう。また、子どもにとって必要のないサイトへのアクセスを制限する「フィルタリング」をお子さんの携帯電話・スマートフォンに設定しましょう。
- 「薬物に手を出さない、出させない」、これを徹底しましょう。保護者の方々をはじめ、日頃子どもに関わる皆さんは、子どもに薬物乱用の恐ろしさを言い聞かせ、薬物の誘惑から子どもたちを守りましょう。

〈女性の皆さんが犯罪に遭わないための意識〉

- 遠回りでも、明るい、人通りの多い道を選び、夜道の一人歩きは避けましょう。
- 怪しい人の気配を感じたら、早歩きで距離を取り、警戒していることをアピールしましょう。
- 犯罪等に遭いやすくなるため、夜に人気のない道をスマートフォンを見ながら歩くのはやめましょう。
- 洗濯物を外から見えるところに干さないなど、女性の一人暮らしを悟られないような工夫をしましょう。
- ストーカーやDVなど恋愛感情等のもつれに起因する暴力などの相談は、できる限り速やかに最寄りの警察署に相談しましょう。

○性犯罪・性暴力は「見知らぬ人」より「顔見知り」からの被害が大多数を占めます。泥酔させられたり、薬物を使用されて意識を失った状態で性犯罪・性暴力被害に遭うこともあります。日頃から性犯罪・性暴力被害について関心を持ち、手口などを知っておきましょう。

〈高齢者の皆さんが犯罪に遭わないための意識〉

○自宅の電話を、在宅時であっても常に留守番電話に設定しましょう。

○身内等を名乗る者から、「携帯電話の番号が変わった」と電話がかかってきた場合、特殊詐欺の可能性が高いので再度家族に確認の電話をしましょう。

○ATMからの現金の振込み、現金やキャッシュカードの手渡し、現金の宅配便等による送付を電話で求められたら特殊詐欺を疑いましょう。

○コンビニ等で電子マネーを購入させ、そのコードをメール等で送付させる手口の特殊詐欺が増えているので注意しましょう。事業者、法務省や裁判所などが「未納料金などの支払い」の名目で、コンビニで、電子マネー(プリペイドカード)を購入させることは絶対にありません。

○ご家族と普段から連絡を取り合い、特殊詐欺の対策について話し合いをしましょう。

○「自分は特殊詐欺被害に遭わないだろう」という過信は禁物です。三重県警察が実施した特殊詐欺被害者アンケート調査において9割以上の方が「被害に遭わないと思っていた」と回答しています。「自分のところにも、悪意を持った者が近づいてくるかもしれない」という意識を常に持つておきましょう。

○高齢者の子や孫世代にあたる方は、自分から高齢の身内の方と頻繁に連絡をとるなどして、犯罪の被害に遭わないように注意をしてあげましょう。

〈その他懸念される犯罪等に遭わないための意識〉

○SNSの投稿で個人が特定され、「闇バイト強盗」の被害に遭うこともあるので、SNS等で個人情報無闇に発信しないようにしましょう。

- 「闇バイト」は一度登録すると、登録時の個人情報に基づき「家に行く」・「周囲の人に危害を加える」と脅され、逮捕されるまで抜け出せません。そのため絶対に手を出さないようにしましょう。
- 電車内での切り付け事件や建造物への放火等に対して「避難経路を事前に把握しておく」ことで対応できることもあるので、日頃から意識を持ちましょう。
- 覚醒剤や大麻等の違法薬物の乱用については、社会の大きな問題の一つとなっており、特に大麻については10代、20代の若年層への広がりが深刻な問題となっています。日頃から子どもたちに関わる学校関係者や地域の皆さんは、子どもたちに薬物乱用の恐ろしさを言い聞かせ、薬物の誘惑から子どもたちを守りましょう。
- 「空き巣」被害に遭わないため、ほんの少しの間でも、玄関はもちろん、全ての窓に必ず鍵をかけるとともに、屋外に合い鍵を置かないようにしましょう。夜間の対策として、センサーライトを設置すると効果的です。
- 「ひったくり」被害に遭わないため、ハンドバック、カバンなどは車道と反対側に持ちましょう。
- 「ウイルス対策ソフトを導入する」、「不審なページにはアクセスしない」などパソコンやスマートフォンへの不正アクセスに対する自己防衛を行いましょう。また、自分だけでなく、周りの皆さんのセキュリティが守られるよう、家族や周囲の人にも対策を呼びかけましょう。
- インターネットを通じてショッピングや金融取引等を行う場合は、自身のIDやパスワードをしっかりと管理しましょう。また、名前や誕生日などを使った単純で推測されやすいパスワードの使用や同じパスワードの使い回しはやめましょう。

“事業者”の皆さんに期待するアクションの例

〈犯罪被害に遭わないために一人ひとりにお持ちいただきたい意識〉

- 普段から、従業員の皆さんの防犯意識が上がるよう啓発を行いましょう。また、事業所内外の環境美化に取り組み、しっかりと管理していることをアピールしましょう。

〈女性を犯罪被害から守るための意識づくり〉

- 社内研修等の機会を通じて、女性に対する卑劣な犯罪等をゆるさない規範意識の一層の向上につなげましょう。

〈高齢者を犯罪被害から守るための意識づくり〉

- 金融機関はもとより、特に高齢の方がよく利用する公共施設や店舗等では、実際に発生した事案を紹介する張り紙を目につきやすいところに掲示するなど、犯罪被害防止への積極的な注意喚起をしましょう。

〈その他懸念される犯罪等に遭わないための意識〉

- （自動車、自転車等販売・修理等事業者の皆さんは）自動車等を販売・修理するときは、自動車に関する犯罪（自動車盗難、車上ねらい等）を防止するための機器を装備することを購入者に勧めましょう。また、自転車の販売等の際には、ツーロックすることを勧め、自転車損害賠償責任保険への加入が条例で義務化されていることを伝えましょう。
- 従業員一人ひとりが高いセキュリティ意識をもって業務にあたることができるよう、定期的な研修等のサイバーセキュリティ教育を充実させましょう。
- サイバーセキュリティの向上に必要な取組や施策について、関係機関、団体等に積極的に提言したり、自主的な被害防止活動を展開するなど、社会全体でサイバー犯罪に立ち向かう気運を醸成しましょう。

“関係機関”のアクションの例

- 県民が犯罪被害の当事者にならないよう、防犯意識啓発のための情報発信をSNS等も活用しながら積極的に行います。
- 川崎市で児童等が殺傷された事件を教訓に、防犯ボランティア等（見守る側）への注意喚起とともに、より実践的な防犯教室や危険予測トレーニング等による防犯教育等の推進により、子どもたち（見守られる側）の危険予測・危機回避能力の向上を図ります。

- 令和5年5月に発生した児童相談所が関与していた児童の死亡事案を受け、児童相談所のさらなる対応力の強化や市町の児童相談体制の充実に向けた支援、警察や医療機関などの関係機関との連携強化、児童虐待防止のための啓発に取り組みます。
- DVをはじめとするあらゆる暴力をゆるさない社会意識の醸成に向けて啓発を行うとともに、DV被害者の適切な保護・自立支援を行えるよう、関係機関と連携した取組を進めていきます。
- 消費者が正しい知識を得て、適切な消費行動を取ることができるよう、消費者団体、事業者団体、市町などさまざまな主体と連携して、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育・消費者啓発を実施します。特に、高齢者等については、市町や消費者啓発地域リーダー等と連携し、消費者トラブルの防止に向け、地域における啓発活動を促進・支援します。
- 「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、警察等の関係機関との連携により危険ドラッグ販売等に対する取締りを行うとともに、市町等や薬物乱用防止指導員と連携した活動や、学校等における薬物乱用防止講習会の実施により、薬物乱用防止の啓発や再乱用防止対策などに取り組みます。
- 成年年齢の引下げを踏まえ、教育機関等との連携により、若年者が消費者トラブルの被害に遭わないよう消費者教育・啓発に取り組みます。
- テロの脅威が継続する中、引き続き、関係機関や民間事業者と緊密に連携するとともに、県民の皆さんの理解と協力を得つつ、テロの未然防止に向けた取組を推進します。
- デジタル化の進展等に伴い増加が懸念される特殊詐欺やサイバー犯罪を防止するため、新たなツールの運用など、県民の皆さんの防犯意識を高揚させる啓発効果の高い広報に取り組みます。
- 学校ではさまざまな機会をとらえ、児童等が犯罪被害に遭わないための知識や危険予測・回避能力を身につけられるよう、安全教育や避難訓練の計画的な実施に努めましょう。
- 万一、不審者が学校等に侵入した場合に備えて、危機管理マニュアルを策定するとともに警察署、消防署等と連携し、不審者侵入対応訓練等を行いましょう。

～交通事故から自身や周囲の人を守るための意識づくり～

“県民”の皆さんに期待するアクションの例

- 自動車等（自動車・原付車・自転車）は操作方法を誤ると、時に凶器となり、人の命までも奪ってしまうことがあります。交通ルールを必ず守り、思いやりのある運転を心がけましょう。特に子ども（幼児・児童）の動きには十分に注意し、高齢者に対しては、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 「あおり運転」は重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。安全な速度での運転を心がけ、十分な車間距離を保ち、無理な進路変更等は絶対に止めましょう。
- 横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者等が横断歩道、自転車横断帯やその付近で道路を横断しようとしているときは、必ず直前で一時停止して、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。
- 歩行者は近くに横断歩道があるときは、必ず横断歩道を渡りましょう。また、横断前には、一度止まって左右の安全確認をするとともに止まってくれた運転者に「ありがとう」とお礼を言ったり、会釈をすることで、感謝の気持ちを伝えましょう。
- 横断歩道を横断する際は、手を挙げる（ハンドサイン）ことで横断する意思を運転者へ示しましょう。
- 飲酒運転は犯罪です。飲酒直後の運転、アルコールが体内に残ったまま（二日酔い等）で車両等を運転することはもちろん、飲酒運転と知りながらその車両等に同乗したり、飲酒運転になると知りながら車両等を貸したり、お酒を提供することは絶対にやめましょう。安易な考えが重大事故を引き起こします。
- 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って自ら行動し、県等が行う各種取組に積極的に参画するなど、皆で飲酒運転^{ゼロ}をめざしましょう。

- 自転車は免許不要でだれでも利用できる乗り物ですが、誤った利用方法をする、交通事故の危険が高まります。一時停止や信号を守る、夜間はライトを点灯するなどの交通ルールを守り、安全に利用しましょう。また、自転車乗車中に交通事故に遭われた場合、頭部の損傷が致命傷になって亡くなる事故が多くなっています。頭部を守り、被害を軽減させるため、全ての自転車利用者がヘルメットを着用しましょう。
- 電動キックボードは、手軽で便利な乗り物ですが、一方で交通事故の危険が伴うため、様々な交通ルールが定められています。交通事故を起こさない、また交通事故に遭わないために交通ルールを守り、安全に利用しましょう。
- 県が発信している交通安全情報や交通安全ボランティア団体等の活動状況を確認し、交通事故に巻き込まれることのないよう心掛けるとともに、地域の交通安全活動に関心を持ちましょう。

“事業者”の皆さんに期待するアクションの例

- 交通安全啓発ポスター等を事務所内の従業員の皆さんの目につくところに掲示し、交通安全意識を向上させるよう努めましょう。
- 従業員の皆さんに安全運転の大切さを実感してもらうため、三重県交通安全研修センターの参加・体験・実践型カリキュラムを活用しましょう。
- 特に、四季の交通安全運動期間中には、従業員の皆さんの交通安全意識をより一層向上させるため、事業所を挙げた交通安全活動に取り組みましょう。
- 事業所内に飲酒運転根絶のための啓発ポスターを掲示したり、朝礼、ミーティング等での講話、社内報への掲載等を行い、従業員の皆さんへの啓発に努めましょう。
- 安全運転管理者には運転前後にアルコール検知器によるアルコール検査や面接を行い、結果を記録することが義務付けられています。また、指導教養を実施するほか、ハンドルキーパー運動を推奨すること等により、事業所等から飲酒運転の根絶を図りましょう。

“関係機関”のアクションの例

- 県民が交通事故の当事者にならないよう、交通安全意識啓発のための情報発信をSNS等も活用しながら積極的に行います。
- 本県の交通事故の特徴である交通事故死者に占める高齢者や歩行者、自転車利用者の割合が高い傾向にあることをふまえ、市町、地域、国の機関、関係団体等と連携し、高齢者や子どもをはじめ県民が安全・安心に暮らせる交通社会の実現に向けて、四季の交通安全運動で交通ルールの遵守など交通安全意識の向上に取り組みます。
- 「三重県交通安全条例」に基づく自転車損害賠償責任保険等の加入義務化や令和5年4月の道路交通法改正に伴う自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化など自らの安全を守るための広報啓発に取り組みます。
- 幼児から高齢者まで三重県交通安全研修センター等での交通安全教育を始め、特に高齢運転者に対する先進安全自動車（安全運転サポート車）や運転免許証の自主返納を支援する制度等の周知啓発など、交通事故防止対策に取り組みます。
- 飲酒運転の根絶のため、飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発によって規範意識を定着し、飲酒運転違反者へのアルコール依存症の受診義務などの対策を推進することで再発防止に取り組みます。
- 交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえ、交通事故抑止に資する効果的な交通指導取締りを推進します。特に、横断歩行者妨害違反や生活道路等における速度違反をはじめ、悪質性・危険性の高い飲酒運転等の交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

2. さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める

方向性のテーマ（県民・事業者の皆さんと共有したい認識）

地域での防犯活動は、安全で安心なまちづくりにおいて大きな役割を持っています。しかし、地域で活躍する防犯ボランティア団体等は、「活動人員の高齢化」や「担い手不足」といった課題を抱えており、将来にわたって活動を継続できるかどうか大きな課題となっています。

そのため、多様な主体と連携し、「事業者」や「現役世代」の防犯活動への参画促進を含めた地域での持続可能な防犯活動の実現をめざすための取組を推進していきます。

【主な背景】

- 地域で活動する防犯ボランティア団体等は、「活動人員の高齢化」や「担い手不足」といった課題を依然として抱えている。
- プログラムにおける主たるアクションの担い手である「事業者」との連携が不足している。

【特に注力いただきたいアクションの考え方】

- 一人ひとりができる範囲で防犯・交通安全活動を行う（ながら見守り等）
- 地域に密着した事業者の防犯・交通安全活動への参加を促進する

～犯罪から自身や周囲の人を守るための地域づくり～

“県民”の皆さんに期待するアクションの例

〈犯罪のない地域づくりのために一人ひとりができること〉

- 防犯ボランティアとして活動する時間がとれない人でも、犬の散歩をし「ながら」、買い物に行き「ながら」、庭先の手入れをし「ながら」、いつもと違う様子はないか、困っている人はいないかなど意識してみる「ながら」見守りができます。

○防犯・交通安全活動に興味のある方は、まず、地域とのつながりを持ち、地域を知ることからスタートしてみましょう。地域が企画するお祭り等のイベントに積極的に参加することで色々学べるかもしれません。

○時間に余裕がある方は、年齢や性別にかかわらず、お住まいの地域の防犯ボランティア活動に参加してみましょう。多くの地域で、若者や女性の方を含む皆さんの参加を待ち望んでいます。

○お住まいの地域に防犯ボランティアがない場合、学校や職場で、防犯活動に興味のある友人等と一緒に協力して、月に1回などできるところから防犯活動を始めてみましょう。現在活躍している防犯ボランティアの方々も、そこからスタートしています。

○地域をより安全・安心にするため、若者としての目線、柔軟な発想をもとに、地域の方々にどんどん提案しましょう。特に、「〇〇なら手伝えるよ」といった、具体的に「自分たちにできること」を伝えると、地域の方々は大変頼もしく感じるはずです。

〈子どもを犯罪から守る地域づくりのために〉

○交通安全を兼ねた登下校の見守り、「子ども110番の家」活動等への協力など、「地域全体でみんなを守っているよ」という姿を、子どもたちに示しましょう。

○子どもたちを毎日見守っていると、子どもたちから「おはよう」「いつもありがとう」と言ってもらって、大きなやりがいとなります。子どもの見守り等の活動が広く認識されるほど、地域の多くの子どもたちの笑顔を見ることができるので、挨拶や声掛けからでも始めてみましょう。

〈女性を犯罪から守る地域づくりのために〉

○女性の後を追って歩く不審者を目撃したとき、あるいは犯罪や迷惑行為等に遭いそうになっている女性に気づいたときは、すぐに110番通報をしましょう。

○ストーカーやDVなど恋愛感情等のもつれに起因するトラブルは、早期の対応が決め手です。重大な事態を未然に防ぐあなたの一報は、決して「無用なおせっかい」ではありません。「あの人、ストーカーやDVの被害を受けているんじゃないかな…」と思ったら、迷わず、最寄りの警察署や三重県女性相談所に通報をしましょう。

〈高齢者を犯罪から守る地域づくりのために〉

- ご近所に、身寄りもなく一人で暮らしている高齢者はいませんか。積極的にご近所付き合いを持ち、世間話の中で特殊詐欺や悪質商法への注意喚起をするなど地域で高齢者を守っていきましょう。
- 携帯電話をかけながら ATM を操作している高齢者を見かけたら、特殊詐欺を疑い、ひと声掛けてみましょう。
- もし高齢者虐待を発見した場合は、市町へ通報しましょう。
- 高齢者の皆さんは、特殊詐欺等の犯罪から身を守るために、老人会など地域の高齢者団体への加入をはじめとした地域ネットワークへの参加を検討しましょう。

〈住民をその他懸念される犯罪等から守るための地域づくりのために〉

- 「不正大麻・けし」と思われる植物を見つけたら、触らず、最寄りの保健所か警察署に連絡しましょう。
- 言語や文化に加え、制度にも不慣れな外国人住民は犯罪や交通事故等に巻き込まれる心配があります。外国人住民が安心を実感できるよう、地域の一員として温かく受け入れるとともに、困った様子ときは相談に乗ってあげましょう。また、外国人住民と信頼関係を築き上げたうえで、地域の安全・安心について話し合ってみましょう。

“防犯ボランティア”の皆さんに期待するアクションの例

〈犯罪のない地域づくりのために〉

- 防犯活動のあり方が、大きな転換期にあると言われる昨今では、青パト巡回や合同パトロール等比較的負担のかかりやすい活動から、無理のない「ながら活動」や「スポット見守り」、「地区内への防犯カメラ設置」等の活動にシフトさせる団体が多くなっています。今の活動が今後持続できるか不安を感じている場合は、他の地域の活動事例やアイデア等を参考にして、もう一度、自分たちの地域に合った、持続可能な見守りや担い手確保の方法等を話し合ってみましょう。

○地域の企業や若者（学生等）等に対して、「参加者を増やしたい」「手を借りたい」「連携したい」と感じている場合は、「今の活動がどんな活動で、どのくらい負担があるのか」などを「見える化」し、誰もが参加しやすくなる工夫をしましょう。また、「参加すると大変そう」と思われないよう、活動自体の負担を減らし、ハードルを下げることも効果的かもしれません。

○防犯活動をけん引する意思のある方は、県の実施する「地域リーダー養成講座」に参加し、他の構成員に対する助言やよりよい防犯活動への提案を行いましょう。

〈高齢者を犯罪から守る地域づくりのために〉

○高齢者訪問活動の機会に、防犯情報の提供、広報啓発を行うほか、高齢者の社会的孤立を防ぐため、高齢者が集う居場所づくりに努めましょう。

〈住民をその他懸念される犯罪等から守るための地域づくりのために〉

○空き巣やひったくり、乗り物盗や車上ねらい等の身近に起きる可能性の高い犯罪に対して、地域ぐるみでパトロールや注意喚起を行うなど、地域で目を光らせましょう。

“事業者”の皆さんに期待するアクションの例

〈犯罪のない地域づくりのために〉

○事業所がある地域に目を向けましょう。例えば、社用車での移動中や顧客への訪問時等の業務の一環で、子どもの見守りや、一人暮らしの高齢者の安否確認をすることで、地域の方との絆づくりにつながります。

○地域の方々のみならず、企業も防犯ボランティアとして活動することは可能です。もし、従業員への防犯意識高揚や、社会貢献活動を充実させたい場合は、防犯ボランティアの立ち上げを考えましょう。警察や市町等から犯罪情報や地域安全情報の提供が受けられるようになり、より地域とも連携を図りやすくなります。

○地域の防犯・交通安全活動に参加する意欲がある場合は、「登録制度」に登録し、サポート事業者であることを明示して、地域に活動をアピールしましょう（登録制度について、詳しくは p49 をご確認ください）。

○社用車に「防犯パトロール中」と表示したり、ドライブレコーダーを装備したり、また道路の状況も記録できる防犯カメラを出入口付近に設置するなど、地域の安全確保に協力しましょう。

〈子どもを犯罪から守る地域づくりのために〉

○子どもの興味をひき、親子で参加しやすい体験型イベントの開催等を通じて、企業も地域の一員として、子どもたちを見守っていることなどを積極的にアピールしましょう。

〈高齢者を犯罪から守る地域づくりのために〉

○郵便局、宅配業者、コンビニ等は、「郵送や宅配で現金を送金できない」ことを周知しましょう。被害金が入っていると疑われる荷物を受け取った場合、顧客への声掛けと110番通報をしましょう。

○コンビニ等の従業員の方は、多額の電子マネーを購入しようとしている顧客へお声掛けし、特殊詐欺が疑われる場合には110番通報をしましょう。

○介護事業者等、職務上、高齢者と接する機会が多く虐待を発見しやすい立場にある事業者においては、虐待の早期発見に努め、発見した場合は市町へ通報しましょう。

〈住民をその他懸念される犯罪等から守るための地域づくりのために〉

○駐車場等で不審な行動や、迷惑行為をする者の集合等を見つけたときは、速やかに110番または最寄りの警察署に通報しましょう。

○（住宅建築・設計・販売等事業者の皆さんは）玄関や窓が周囲からの死角とならないような設計への配慮に努めましょう。また、防犯カメラ機能付きインターホンや、自動点灯・消灯機能付門柱灯等の設置への配慮に努めましょう。

○「テロ対策パートナーシップ」の活動の一環で行われる訓練や「みテます運動」など各種テロ未然防止活動等への理解を深め、可能な範囲で取り組みましょう。

○従業員等が「薬物に手を出さない」ため、必要な研修等を行うほか、三重県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や県民参加による「不正大麻・けしクリーンアップ運動」に積極的に参加しましょう。

“関係機関”のアクションの例

- アクションプログラムをツールとして、市町と連携しながら、県民・事業者の皆さんに対するアクションの呼びかけやネットワーク構築の支援を行うとともに、ウェブサイト等を通じてモデル的な活動事例等の横展開を図ります。
- 地域リーダーの養成とフォローアップ、市町を越えたリーダー間が情報交換を行う機会を提供すること等により、県内市町の地域防犯力の底上げを図ります。
- 登下校時の総合的な防犯対策の強化等を目的に、国が策定した「登下校防犯プラン」に基づき、防犯団体や関係機関等、地域のさまざまな主体と連携し、通学路等における危険箇所の合同点検など、さらなる児童等の安全確保を進めます。
- 子どもの見守り活動や街頭での各種犯罪の防止に向けて、犯罪情勢に応じた警察活動を強化するとともに、現役世代の参画による自主防犯活動の活性化支援や、自治体等と連携した防犯設備の整備・拡充を推進します。
- 学校では教職員等による体制の整備のほか、保護者、地域のボランティア、その他関係機関とも連携し、「学校内部および周辺の巡回」、「学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置」、「教職員および児童等への警報用ブザーの貸与」などの対策に努めましょう。

～交通事故から自身や周囲の人を守るための地域づくり～

“県民”の皆さんに期待するアクションの例

- 飲酒運転する人や飲酒運転の車両等を見つけたら、迷わず110番または最寄りの警察署への通報を行い、未然に重大事故を防ぎましょう。あなたの通報が、悲惨な事故による被害をなくします。

“事業者”の皆さんに期待するアクションの例

- 地域の防犯・交通安全活動に参加する意欲がある場合は、「登録制度」に登録し、サポート事業者であることを明示して、地域に活動をアピールしましょう（登録制度について、詳しくは p49 をご確認ください）。

“関係機関”のアクションの例

- 市町や各種団体と連携した交通安全施設等の適正な維持管理や交通環境の変化に応じた交通規制の見直し等を推進します。また、交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえ、交通事故抑止に資する効果的な交通指導取締りを推進します。

3. 犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全で安心感のある環境づくりに努める

方向性のテーマ（県民・事業者の皆さんと共有したい認識）

刑法犯認知件数及び交通事故死者数は、長期的に見れば減少傾向にありますが、県民の治安に対する感じ方はあまりよくなっていません。特に「子ども」・「女性」・「高齢者」といった犯罪等に遭いやすい方の治安に対して、不安を感じる県民が多いのが現状です。

そのため、県民の皆様が安全で安心して暮らせていると感じていただくための環境づくり、とりわけ「子ども」・「女性」・「高齢者」が安全・安心を感じられる環境づくりを推進していきます。

【主な背景】

- 前プログラム（第2弾）の活動指標である「〈子ども/女性/高齢者〉が犯罪被害から守られている」と感じる人の割合が、目標設定時（令和元年）と比較して減少している。
- 認定こども園で発生した不適切保育や学習塾の女子トイレにおける盗撮等、県内でも子どもが被害に遭うケースが依然として発生している。
- 女性がターゲットになりやすく、また他の犯罪等と比べて被害が潜在化しやすい性犯罪・性暴力被害について、文化芸術分野における性被害問題等もあり、全国的に問題となっている中、三重県としても取組を強化する必要がある。
- 県内における特殊詐欺による被害が増加しており、その被害の多くが65歳以上の高齢者であることから、ターゲットを絞った取組が必要である。
- 交通事故死者数に占める65歳以上の高齢者の割合が高い傾向が続いている。

【特に注力いただきたいアクションの考え方】

- 大人と比べ弱い立場にある「子ども」が被害に遭わないよう、また万が一被害に遭った場合にすぐに周囲の大人が気付くことのできる環境づくり
- 被害が潜在化しやすい性犯罪・性暴力に遭いやすい「女性」を守る環境づくり
- 特殊詐欺被害の6割以上を占める「高齢者」への被害を未然に防止する環境づくり
- 交通弱者である子どもや高齢者の安全確保に係る環境づくり

～犯罪から自身や周囲の人を守るための環境づくり～

“県民”の皆さんに期待するアクションの例

〈犯罪のない環境づくりのために〉

- 自治会等での清掃作業はもとより、地域内が常にきれいに保たれるよう、さまざまな環境に関心を注ぎ、隙のないまちづくりをしましょう。
- 各家庭の門灯・玄関灯を点灯させ、まちを明るくする「一戸一灯運動」や鍵かけ運動等、犯罪者等を寄せ付けない環境・雰囲気づくりを行いましょう。

〈子どもを犯罪から守る環境づくりのために〉

- ご近所付き合いを励行し、地域の皆さんと笑顔で声掛け、あいさつをしましょう。特に子どもの様子をよく見て、地域ぐるみで子どもを守る雰囲気をつくりましょう。
- 虐待の被害から子どもたちを守るため、子どもが発するサインにできるだけ早く気付いて虐待の被害から守りましょう。児童虐待は、そのほとんどが人目に触れにくい家庭内で起こり、子どもたちは自分から周囲に助けを求めることができません。あなたの情報が、子どもたちを救います。

〈女性を犯罪から守る環境づくりのために〉

- ご近所の方と日頃からあいさつし合うなど関係性を築き、普段から地域ぐるみで関わっていることをアピールすることで、不審者を寄せ付けない雰囲気を作りましょう。

〈高齢者を犯罪から守る環境づくりのために〉

- 高齢者が子や孫を大切に思う気持ちにつけこむオレオレ詐欺など、卑劣な手口の特殊詐欺が横行しています。高齢の身内の方と架空料金請求詐欺や還付金詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗等の特殊詐欺の実際の手口について話し、電話口での本人確認のための合言葉や呼び掛け方を決めておくなど、高齢者を特殊詐欺の被害から守りましょう。
- 高齢者の子や孫世代にあたる方は、自分から高齢の身内の方と頻繁に連絡をとるなどして、犯罪の被害に遭わないように注意をしてあげましょう。

○特殊詐欺が疑われる不審な電話があったら、家族・友人・近所の人などに必ず相談しましょう。

○特殊詐欺は固定電話への着信をきっかけに被害に遭うケースもあります。そのため、家にいるときも留守番電話に設定をしたり、自動録音機能や警告アナウンス機能のついた電話機へ買い替えや、防犯機能付き電話機器設置を検討しましょう。

“防犯ボランティア”の皆さんに期待するアクションの例

〈犯罪のない環境づくりのために〉

○日々の活動を会報などにまとめ、回覧板等で地域に共有することで地域での防犯活動を「見える化」し、安全安心に暮らせる環境を作りましょう。

○日々の活動に加え、防犯カメラ、防犯灯（街路灯）、看板等を設置するなどして、自分たちの目で地域を見守っていることをアピールしましょう。

〈子どもを犯罪から守る環境づくりのために〉

○お住まいの地域の危険な場所を確認しましょう。特に、「子ども目線」での確認が有効です。自治会、PTA、学校、防犯ボランティア等を通じて、子どもたちと一緒に「地域安全マップ（我がまちの危険箇所マップ）」をつくって活用しましょう。

〈女性を犯罪から守る環境づくりのために〉

○女性に対する性被害を抑止するため、地域への防犯灯や防犯カメラの設置を自治会等とともに積極的に検討しましょう。

“事業者”の皆さんに期待するアクションの例

〈犯罪のない環境づくりのために〉

○地域の一員として、「地域の安全は地域で守る」という意識を強く持ち、地域安全活動に参加するとともに、従業員がそれらの活動に参加しやすいような環境を作りましょう。

○駐車場内と周辺に向けた防犯カメラの設置や、社用車へのドライブレコーダーの装備など地域の安全確保に協力しましょう。

〈子どもを犯罪から守る環境づくりのために〉

- 地域の一員として、「地域の安全は地域で守る」という意識を強く持ち、登下校時のあいさつ、声掛け等の地域の子ども見守り活動に参加するとともに、従業員がそれらの活動に参加しやすいような環境をつくりましょう。
- 保護者、地域および関係団体と連携し、子どもの安全につながる登下校の見守り活動や、安全管理情報を速やかに周知する体制（例：不審者情報のメール共有）の整備等に努めましょう。

〈女性を犯罪から守る環境づくりのために〉

- 業務等を通じて女性がストーカーや性暴力被害等に遭った場合でも、声をあげやすい環境をつくるとともに、安心できるよう必要な配慮をしましょう。

〈高齢者を犯罪から守る環境づくりのために〉

- 金融機関において、高齢者からの高額出金等の申出があった場合には、被害防止のため、積極的に声掛けを行いましょう。もし特殊詐欺の疑いがある場合は、すぐに110番通報をしましょう。
- コンビニ等において、高齢者が多額の電子マネーを購入しようとしている場合には、被害防止のため、積極的に声掛けを行いましょう。もし特殊詐欺の疑いがある場合は、すぐに110番通報しましょう。

〈住民をその他懸念される犯罪等から守る環境づくりのために〉

- 安全で安心なまちづくりのために、身近な所で発生する犯罪等を未然に防止する環境を整備するなど、必要な措置を講じましょう。
- （外国人材を受け入れている事業者の皆さんは）制度等に不慣れな外国人住民がトラブルや犯罪等に巻き込まれないよう、必要な配慮と支援を行いましょう。また、警察等が行う防犯・交通安全教室等への申し込みを積極的に検討しましょう。

“関係機関”のアクションの例

- 地域のマンパワー不足解消に効果的な防犯カメラについて、「三重県防犯カメラ設置ガイドブック」等を活用し、県民の皆さん等に対し、知識の普及や設置促進を図ります。（防犯カメラの設置について、詳しくは p48 をご確認ください）
- 【再掲】DVをはじめとするあらゆる暴力をゆるさない社会意識の醸成に向けて啓発を行うとともに、DV 被害者の適切な保護・自立支援を行えるよう、関係機関と連携した取組を進めていきます。
- 性犯罪・性被害にかかる相談等に関して、県が運営する「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」において、関係機関と連携しながら、寄り添った相談支援等を行います。
- 【再掲】子どもの見守り活動や街頭での各種犯罪の防止に向けて、犯罪情勢に応じた警察活動を強化するとともに、現役世代の参画による自主防犯活動の活性化支援や、自治体等と連携した防犯設備の整備・拡充を推進します。
- AI等の先端技術や、最新の鑑定・分析機器を導入することにより、捜査支援分析、科学捜査の強化に取り組み、重要犯罪をはじめ、暴力団犯罪、窃盗や特殊詐欺を集団で敢行する組織犯罪、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙を図ります。
- 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、必要な対策に努めましょう。

⇒対策の例として、出入口の限定および門扉の適切な管理／不審者の侵入を禁止する旨の立札・看板等の設置／来訪者用の入口および受付の明示／来訪者に対する名簿の記入および来訪証の使用の要請／来訪者への声掛けの励行／不審者の侵入を防ぐための防犯設備（防犯カメラ、警報装置、インターホン、非常通報装置、内部緊急通報システム等）の設置などが考えられます。

- 学校での児童等の安全のための施設・設備は、定期的に点検整備しましょう。

～交通事故から自身や周囲の人を守るための環境づくり～

“県民”の皆さんに期待するアクションの例

- 地域の身近な所に交通事故が起こりやすい危険な箇所はないか等を確認しましょう。特に交通弱者である子どもや高齢者の安全確保の観点から危険となっている原因を取り除き、安全に通行できる環境を整えましょう。

“事業者”の皆さんに期待するアクションの例

- 企業や従業員を守るためだけでなく、CSR（企業の社会的責任）の観点からも交通安全は重要です。事業所付近の学校の横断歩道前で、登下校時の子どもを見守るなど地域の子どもたちを交通事故から守る活動に協力しましょう。
- バスや施設等を運営する事業者の皆さんは高齢者が運転免許証を返納しやすい環境整備へのご理解とご協力をお願いします。
- （飲食店営業者の皆さんは）車両の運転者には酒類を提供しない等の断り書きの掲示、メニュー等へメッセージ等を掲載して、来店者に注意喚起しましょう。
- （酒類販売業者の皆さんは）飲酒運転根絶に関するポスターやステッカー等を、来店者の見えるところに掲示しましょう。

“関係機関”のアクションの例

- 歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、ゾーン30※の整備や道路管理者と連携した物理的デバイスによる速度抑制を図るとともに、視認性の高いLED信号灯器の整備など、人優先の交通環境の整備を推進します。また、持続可能な交通安全施設等の維持管理のため、交通環境の変化に応じた交通規制の見直し等を推進します。

※ゾーン30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制します。

○各市町で策定している「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して合同点検などの通学路の交通安全対策に取り組みます。

4. 注力する方向性 「活動指標」 一覧

注力する方向性		目標項目	現状値 ^(※1)	目標値 (令和8年度)
1	県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくりに努める	あらゆる広報媒体（SNS等）を活用した防犯・交通安全に係る情報発信件数 ^(※2)	118 件	毎年度 150 件以上
		地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合 ^(※3)	14.0%	37.5%
2	さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める	安全・安心まちづくり 地域リーダーの配置市町数	17 市町	29 市町
		安全・安心な三重のまちづくり 防犯サポート事業者数	386 事業者	720 事業者
3	犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全で安心感のある環境づくりに努める	防犯機能付き電話機器 ^(※4) 斡旋件数（累計）	662 件	1,000 件
		通学路の安全対策が実施された 箇所割合	97.0%	100%

(※1) 現状値は令和5年12月末現在の数値。ただし、「通学路の安全対策が実施された箇所の割合」については、令和4年度末の数値となります。

(※2) 「SNSへの投稿」・「県広報紙等への記事掲載」・「ホームページの更新」・「啓発イベントの実施や参加」・「出前講座の開催」の件数です。

(※3) 「現状値」は「IT広聴事業(eモニター)」でのアンケートにおける令和5年度実施結果の値。なお、令和5年度からアンケートの実施方法を変更したため、現状値は傾向を把握するための「参考数値」となります。

(※4) 「防犯機能付き電話機器」とは固定電話に接続するもので、「電話の発信者に対し警告メッセージを流す」、「通話を録音する」等の機能を有する機器をいいます。

○コラム ～地域の特徴に合わせたアクションを！～

三重県は日本のほぼ中央に位置しており、南北に細長い県です。美しく豊かな海、山、川の自然に彩られ、「伊勢神宮」を中心とした有名な観光地が多数存在し、市街地と郊外の自然をほどよく併せ持つなど、ライフスタイルに応じて多様な暮らしを実現することができます。また、「北勢」・「中勢」・「伊賀」・「伊勢志摩」・「東紀州」の5地域に分かれ、それぞれ様々な特徴があります。

安全で安心なまちづくりのためには、地域の実情に合わせた取組を行うことが重要です。このコラムでは、県内地域の特徴を大きく「都市部」、「地方部」、「観光地」の3種類に分類し、それぞれの地域の特徴と住民に期待されるアクションをご紹介します。

地域	特徴	住民に記載されるアクションの例
都市部	○地方部と比べ防犯団体数が多い ○近所づきあいが希薄である傾向がある	○地域住民同士が助け合い生活できるよう、地域の催しに積極的に参加しましょう ○自治会等が中心となって、地域住民の同意を得たうえで、人通りの多い道や不審者出没箇所等に防犯カメラの設置を検討しましょう
地方部	○地域のつながりが強く人の目が行き届いている ○都市部に比べ、犯罪や交通事故の件数が少ない	○犯罪や交通事故はいつ・どこで発生するかわかりません。そのため、「帰宅後は鍵をかける」・「広い道路は横断歩道を渡る」などの基本的な意識を持って生活しましょう。
観光地	○地理事情に疎い観光客が多い	○防犯・交通安全ボランティア団体の方は、盗難等の犯罪や交通事故多発箇所などを観光客に示す看板を設置するなど、観光客の方が犯罪・交通事故に巻き込まれないような対応を検討しましょう

第5章 アクションへの第一歩

1. 県内のアクション ～県民・事業者の皆さんの活動紹介～

県内では、各地域で、あなたのまちでも、県民や事業者の皆さんによるさまざまなアクションが展開されており、こういったさまざまな活動を知ることが、アクションを起こす第一歩となります。こういったアクションは県HPで紹介していく予定ですので、ぜひご覧ください。

また、活動を紹介させていただける団体・事業者がいらっしゃいましたら、暮らし・交通安全課（059-224-2664）までご連絡ください。

【紹介ページイメージ】

〇〇子ども見守り隊（●●市）
△△株式会社（▲▲市）
◇◇自治会（■●町）
◆◆パトロール隊（◆◆町）
Click !

◆◆パトロール隊（◆◆町）

活動内容

活動のアピールポイント（工夫している点）

活動中の写真

～ よくあるお悩みに対する「ちょっとしたアイデア」～

Q.担い手を確保したい・・・

- ☞活動自体の負担を減らすなど、参加のハードルを下げることや、どのような活動を行い、どのくらいの負担があるのか「見える化」することが効果的です。
- ☞特に、若者を取り込みたい場合は、まずは若者の興味をひきやすいイベントの開催など、若者に活動を知ってもらうきっかけづくりからスタートするのも一つです。

Q.活動の負担を何とかしたい・・・

- ☞近年、多くの団体で主流となる、買い物や犬の散歩の途中など、無理なく気軽に、一人でもできる「ながら見守り」にシフトさせるのも一つです。
- ☞他にも、青パトの巡回ルートや頻度の見直し、スポット見守りに特化、犯罪多発箇所への防犯カメラの設置等も、活動の負担を減らす点で効果的です。

Q.活動のマンネリ化を解消したい・・・

- ☞アクションプログラムを参考にして、もう一度、無理なくやりがいを感じながら続けられる活動について話し合ってみてはどうでしょうか。
- ☞例えば、女性の少ない団体では、女性の参加者やアイデアを取り入れ、これまでなかった視点で既存の取組を見直してみるのも一つです。特に、子どものいる母親のアイデアは、子どもたちの興味を引くポイントが詰まっていることがあります。

Q.活動の認知度を高めたい・・・

- ☞オリジナルTシャツ等を着ながら、日頃のパトロール時や地域の祭りの際に、活動団体のPRをすることや、地域内の掲示板や回覧板を利用した活動紹介なども認知度を高める方法の一つです。

Q.活動資金を獲得したい・・・

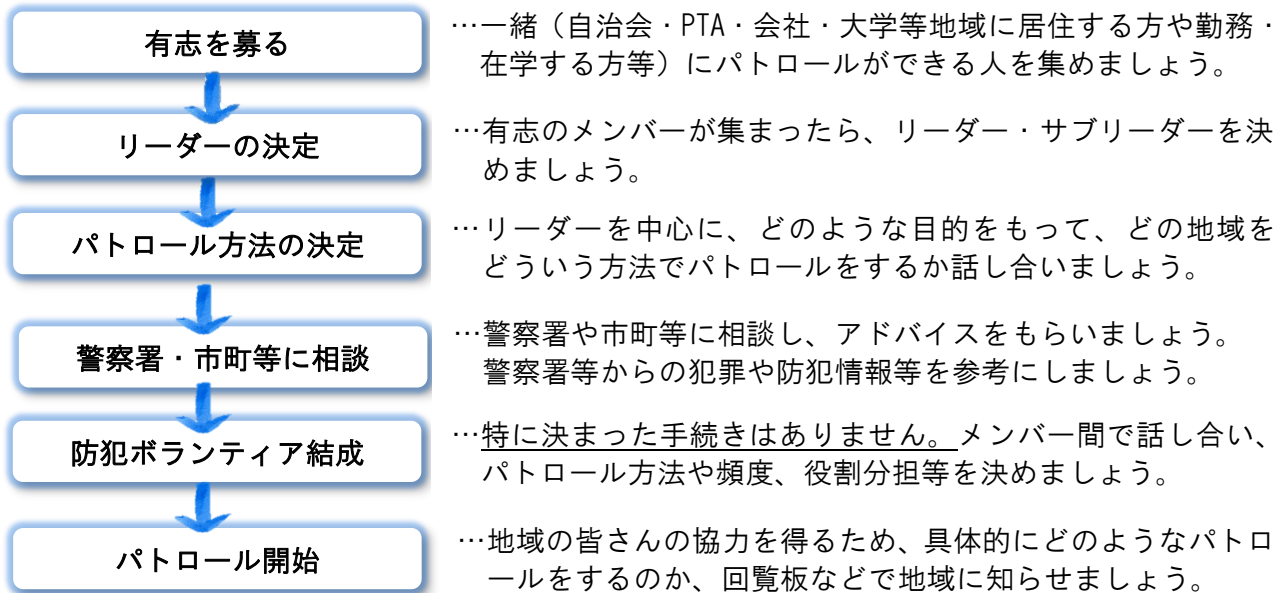
- ☞自治会等からの支援や、行政や民間団体の助成金を活用することも大切です。

Q.企業と連携したい・・・

- ☞企業との課題共有はもちろん、企業が地域活動に参加しやすくなる工夫が大切です。

2. 今すぐアクションを起こしたい皆さんに

その1：防犯ボランティア（パトロール隊）を立ち上げるには？



防犯ボランティアを立ち上げる前に、管轄する警察署や市町に十分相談し、アドバイスを受けましょう。人数に決まりや制限はありません。地域の方も、会社勤めの方も、学生の方も、「やる気」さえあれば、誰でも、明日から防犯ボランティアは立ち上げられます。

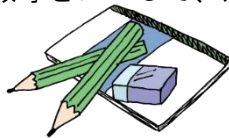
その2：防犯パトロールの際の持ち物は？

○ジャンパー・ベスト・帽子・腕章・たすき

…「パトロール中」等と書かれたジャンパー、ベスト等を着用すると、パトロールしていることを周りにアピールできます。

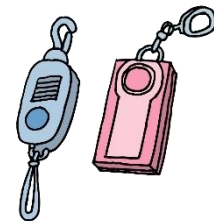
○活動日誌・メモ帳・ペン

…危険な場所や不審な車の特徴等をメモして、通報する際や他の人に伝えたり、次の人に引き継ぐ際などに役立ちます。



○防犯ブザー・警笛

…危険を感じた際や事件を目撃した際などに鳴らすことができます。



○夜間パトロールの際の持ち物

…夜間パトロールの際などは、事故に合わないよう、「反射テープ」や「反射材」のついた衣服等を着用し、「懐中電灯」等を持ち歩きましょう。



その3：防犯パトロールのポイントは？

○複数で

…パトロールは、できるだけ2人以上の複数で行いましょう。

多くの目で見ることによって、より多くの危険箇所を発見できます。

…例えば不審な車を発見したとき、1人は車のナンバーを覚える、1人は車の特徴を覚える、1人は運転手の特徴を覚えると役割を決めれば、細かく確認できます。

○地域の実態に即した形で

…「徒歩」や「自転車」のパトロールは、被害者と同じ視点で見ることによって、犯罪に遭いやすそうな場所や危険な場所を知ることができ、注意喚起に役立ちます。また、夜間など、時には自動車によるパトロールが効果的な場合もありますので、地域や時間帯に合ったパトロールの方法を選びましょう。

○声掛け・あいさつを

…犯罪を行おうとする者は、住民からあいさつや声を掛けられるまじを嫌います。パトロール中はもちろん、普段から、地域内で積極的な声掛けやあいさつを行いましょう。

○警察への相談・通報

…日頃から、パトロール上の注意点や防犯上分からないことがあれば、警察（最寄りの交番・駐在所、警察署等）に相談しましょう。

…パトロール中に不審者（車）等を発見したり、事件を目撃したりしたら、追跡など危険なことはせずに、直ちに110番通報しましょう。（不審な車のナンバーや特徴はチェックしましょう）

○交通事故に注意

…夜間パトロール時は、反射テープや懐中電灯を活用し、車の運転手等から見えやすいように心がけましょう。複数人でのパトロールの際は、互いに声を掛け合いましょう。

パトロールの心得

1. 気楽に

⇒気負わず、肩肘を張らず、日常生活の一部（犬の散歩、健康づくり、買い物、清掃活動等）として気楽にやりましょう。

2. 気長に

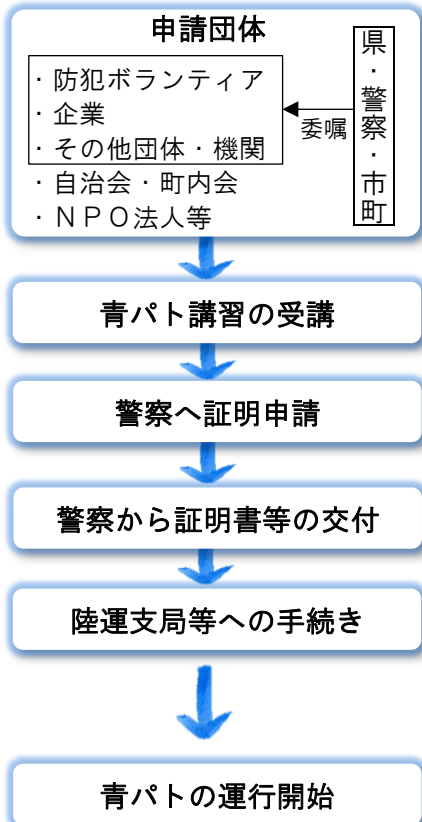
⇒短期間では活動の効果は実感できないものです。気長に続ければ、やがて気づかないうちに防犯の輪が広がり、犯罪の起きにくい環境が醸成され、犯罪の発生が減少していきます。

3. 危険なことは避けて

⇒せっかくパトロールをしても、事故に遭ったり、怪我をしたのでは継続することが難しくなってしまいます。危険なことをする必要はありません。



その4：青パト（青色回転灯等装備車両）を運行するには？



…申請可能な団体は、防犯活動の実績を有する「地縁団体（自治会、町内会等）」、「県・警察・市町から委嘱を受けた団体」、「地域活動を目的として設立された NPO 法人、一般社団法人・一般財団法人等」などです。

…必要な書類や手続き等について、詳しくは事前に、最寄りの警察署または警察本部（生活安全企画課）に相談しましょう。

…青パトでの巡回時に予想される事案に適切に対応できるよう、警察署での青パト講習を受講しましょう。

…パトロールを行う地域を管轄する警察署を経由して、警察本部長に証明の申請をしましょう。

…全ての要件に適合していれば、警察本部長から、証明書、車両標章等が交付されます。

…警察から交付された証明書を添え、運輸支局（軽自動車の場合は軽自動車検査協会）で、自動車検査証の記載事項変更手続きをしましょう。自動車検査証には、「自主防犯活動用」等と記載されます

…青色回転灯等を準備し、自動車に装着しましょう。
…車両標章を自動車の後方から見えるように掲示して、適正に運行を開始しましょう。

青パトは徒歩と比べて、少ない人員で、広範囲をカバーすることができ、地域を見守る「目」となります。また、夜間には、視認性の高い青色回転灯が、パトロール効果を高めてくれます。

その5：地域の防犯リーダーとして活躍するには？

県内では、日頃の自身の活動のみならず、地域の防犯活動をけん引する多くの防犯リーダーの方が活躍しています。活動実績があり、地域をもっと良くしたいと思われる方は、次に挙げる4つの役割の中で、得意なこと一つからでも始めてみませんか。

県（くらし・交通安全課）では、毎年度、県内で地域の防犯リーダーとして活躍する意志のある方を対象に、リーダー養成講座やフォローアップ講座を開催しています。



リーダーの役割

1. 相 談 役 …地域から質問や相談があった場合の情報提供やアドバイス
2. コーディネーター …地域の各主体間の情報共有やネットワーク構築に向けてのサポート
3. キーパーソン …市町等からの重要情報等について、地域の各主体への周知・注意喚起
4. 講 師 …市町や地域主催のイベント・会合等における講演や事例発表

その6：地域に防犯カメラを設置するには？

防犯カメラが、「犯罪の抑止」や「安心感の醸成」、「事件・事故の解決」などの面で効果が高いことは多くの方が分かっていても、「プライバシー」や「費用面」の心配のほかに、「そもそも設置する手順が分からない」といった理由から、設置をあきらめてしまいがちです。

ここでは、地域等に防犯カメラを設置するおススメの手順をご紹介します。



事前の調査

…周辺地域における、事故・犯罪発生箇所を確認しましょう。
…その他、危険箇所や防犯上の死角がないか確認しましょう。

設置場所・撮影範囲の検討

…事前の調査をふまえて、通学路、子どもがよく利用する公園、駅周辺など、具体的な防犯カメラの設置場所を決めましょう。

責任者等の決定

…防犯カメラの保守管理や苦情対応を行う責任者を決めましょう。（必要な場合は別途、操作取扱者も決めましょう）

設置計画の作成

…撮影方法・設置場所・費用・管理体制などの計画を立てましょう。（設置費用は、業者から見積もりを徴収しましょう）

住民への説明

…設置計画の内容を、住民等に対し事前に説明しましょう。
…「なぜ設置が必要か」、「費用はどのくらいかかるのか」、「画像データの取り扱いはどうするのか」を具体的に説明し、住民等から同意を得ましょう。

必要な手続き

…設置場所（土地、建物、柱等）の所有者の同意を得ましょう。
…電柱、防犯灯に設置する場合は管理者に相談しましょう。

防犯カメラ設置・作動

…防犯カメラを設置し、動作確認と撮影範囲の調整をしましょう。「防犯カメラ作動中」等の看板表示も行いましょう。



三重県では「安心して暮らせるまちづくり出前講座」を実施しています。

防犯カメラ設置等に関する基本的な知識等や県内のさまざまな安全・安心に向けた活動事例について、県職員が出向いてお話しします。どうぞご利用ください。

※費用は無料です。詳しくはHPをご確認ください。

防犯カメラについて、詳しくは三重県防犯カメラ設置ガイドブック「防犯カメラ設置のススメ」をご覧ください。

三重県 防犯カメラ設置



その7：事業者（企業）として協力・参加したい場合は？

県内では、地域の方々だけではなく、多くの事業者（企業）の皆さんが防犯ボランティアとして活躍しています。県の運用する「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」や警察本部が実施している『子ども安全・安心の店』の制度がありますので、安全安心なまちづくりの取組に関心のある事業者の皆さんはぜひ活用をご検討ください。

『安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度』とは…

・犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重の実現に向けて、防犯・交通安全活動等、安全安心なまちづくりにつながる活動を実施する防犯サポート事業者を募集しています。

【登録基準】

以下①・②を満たす本社、事業所等が三重県内に所在する事業者が対象となります。

- ①地域防犯活動へ参加する意欲があり、「サポート事業者アクションプログラム取組表」記載の活動例のうち、1つ以上の活動を実施している又は実施する予定であること
※取組表は県HPからダウンロードすることができます。
- ②取組表に基づく活動において営利を目的としないこと

【申請方法】

枠外二次元コードを読み取り、登録フォームから必要事項を入力してください。

【登録後は…】

- ・県から登録事業者であることを示すステッカーを交付します。
※店頭・事務所等にステッカーを貼付することで地域の皆様に活動をPRできます。
- ・活動内容を県ホームページ等で広く県民の皆さんへ紹介します。
- ・活動報告は任意です。（報告いただいた内容はHPでの事業者紹介に反映します。）
- ・年度ごとに1回、登録継続の意向確認をさせていただきます。

⇒詳しくはくらし・交通安全課（059-224-2664）までお問合せください。



申請フォーム

登録は簡単なので、積極的に登録をお願いしたい
でござる



『子ども安全・安心の店』とは…

- ・「県内で営業する事業所」
- ・「主に子供の通学路となっている道路に面して事業所を構えていること」

を満たす事業者等において、子どもが声掛けやつきまとい等により危険を感じるなどして、駆け込んできたときの保護活動（受動的活動）や登下校時間帯に合わせた子どもの見守り活動（能動的活動）等を行うことを要件として、三重県警察が認定する事業所等のことです。
⇒詳しくは三重県警察本部（059-222-0110）または最寄りの警察署までお問合せください。

また、交通安全の関係では、四季の交通安全運動期間中に事業所一丸となって交通安全活動に取り組む事業者のほか、「安全運転管理者」を置く事業所が参加する「推奨像リレー」に参加いただいている事業者もあります。

『安全運転管理者制度』とは…

道路交通法第74条の3の規定に基づき、自家用自動車（いわゆる「白ナンバー」）を一定台数以上使用している事業所において、自動車の使用者が安全運転管理者や副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」と言います。）を選任し、事業所における安全運転の確保を図るための制度です

『推奨像リレー』とは…

事業所における交通安全に関する自主的な活動を推進していただくため、推奨像を約3ヶ月毎に、事業所から事業所にリレー形式で設置していき、設置されている事業所ではその約3ヶ月間、交通安全活動を重点的に実施していただくものです。

詳しくは三重県安全運転管理協議会（059-234-8628）までお問合せください

事業者の皆さんが取り組む、地域の安全・安心のための活動は他にも多くありますが、これから何か協力・参加したいと考える事業者の皆さんは、「事業所ぐるみでやってみたい」「これならできそう」などと思われる活動について、少しでもお力を貸していただければと思います。

○県関係の各種相談窓口（防犯・交通安全に関連するもの）

※特に記載のあるもの以外、「相談日および開設時間」は祝日と年末年始の休日を除きます。

警察安全相談

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号
警察安全相談電話	月～金曜：9時～17時	#9110 または 059-224-9110

児童虐待に関する相談【全国共通】

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号
児童相談所全国共通ダイヤル ※近くの児童相談所につながります	毎日24時間、 虐待通告など緊急の相談に対応	いちはやく 189

少年の非行防止等に関する相談

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号
少年相談110番	月～金曜：9時～17時	よいこ なやむな 0120-41-7867

DV（ドメスティック・バイオレンス、配偶者等からの暴力）に関する相談

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号 (FAX番号)	管轄区域
三重県女性相談支援センター (三重県配偶者暴力相談支援センター)	月・火・木・金曜：9時～17時 水曜：9時～20時	059-231-5600 (059-231-5906)	三重県全域
三重県男女共同参画センター フレンテみえ（女性専用）	火～日曜：9時～12時 火・金・土・日曜：13時～15時30分 木曜：17時～19時 (休館日を除く)	059-233-1133	三重県全域
三重県男女共同参画センター フレンテみえ (男性専用[予約優先])	第1木曜：17時～19時 (休館日を除く)	059-233-1134	三重県全域
北勢福祉事務所	月～金曜：8時30分～16時	059-352-0557 (059-352-0598)	木曾岬町、東員町、 菰野町、朝日町、 川越町
多気度会福祉事務所	月～金曜：9時～15時45分	0596-27-5304 (0596-27-5790)	明和町、大台町、 玉城町、度会町、 大紀町、南伊勢町
紀北福祉事務所	月・水・金曜：9時15分～ 16時	0597-23-3429 (0597-23-3449)	紀北町
紀南福祉事務所	火・木曜：9時15分～ 16時	0597-85-2150 (0597-85-3914)	御浜町、紀宝町

性暴力・性犯罪被害に関する相談

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号等
みえ性暴力被害者支援センター よりこ	月～金曜：10時～16時	059-253-4115[相談専用] [メール] yorico@tenor.ocn.ne.jp [ウェブサイト] http://yorico.sub.jp/
性犯罪被害相談電話	毎日24時間対応	ハートきん #8103 (0120-110-919)

消費生活相談（契約に関するトラブルや多重債務に関する相談）

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号
三重県消費生活センター	月～金曜：9時～12時、13時～16時	059-228-2212
消費者ホットライン	年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日	188【全国共通】

薬物乱用についての相談

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号（FAX番号）
三重県こころの健康センター ・薬物乱用についての相談 ・依存症専門電話相談	水曜：13時～16時	059-253-7826
保健所相談窓口	月～金曜：8時30分～17時15分	桑名保健所衛生指導課 0594-24-3623（0594-24-3692）
		四日市市保健所衛生指導課 059-352-0592（059-351-3304）
		鈴鹿保健所衛生指導課 059-382-8674（059-382-7958）
		津保健所衛生指導課 059-223-5112（059-223-5119）
		松阪保健所衛生指導課 0598-50-0529（0598-50-0621）
		伊勢保健所衛生指導課 0596-27-5151（0596-27-5253）
		伊賀保健所衛生指導課 0595-24-8080（0595-24-8085）
		尾鷲保健所衛生指導課 0597-23-3461（0597-23-3449）
熊野保健所衛生指導課 0597-85-2159（0597-85-3914）		

暴力団被害等に関する相談

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号
暴力相談電話	月～金曜：9時～16時	059-228-8704

拳銃に関する情報問い合わせ【全国共通】

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号
拳銃110番	毎日24時間対応	0120-10-3774

交通事故相談

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号
三重県交通事故相談窓口	火～金曜：9時～12時、13時～16時	059-224-2201

飲酒運転とアルコール問題に関する相談

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号
飲酒運転防止相談窓口	月～木曜：9時～16時	059-224-3101

犯罪被害者本人や家族等からの相談

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号
公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター	月～金曜：10時～16時	059-221-7830

外国人住民の生活についての相談

相談窓口名称	相談日および開設時間	電話番号
みえ外国相談サポートセンター （みえこ「Mieco」）	月～金曜：9時～16時	080-3300-8077

※対応言語

1 相談員

4言語（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語）

2 電話による三者通訳

11言語（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語）

本プログラムは、国連で採択された「SDGs」（持続可能な開発目標）のうち「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」との関連が強く、このSDGsの理念「誰一人取り残さない、持続可能で包摂性のある社会の実現」を共有しながら進めていくことが求められます。



『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第3弾』

令和6（2024）年3月

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町 13 番地

電 話：059-224-2664

F A X：059-224-3069

メー ル：anzen@pref.mie.lg.jp

県 H P：http://www.pref.mie.lg.jp/BOUHAN/